

原 目 配 水 池 更 新 事 業

要求水準書

令和6年4月

福井市上下水道局

目 次

第1 全体事項.....	1
1 本書の位置づけ.....	1
2 事業内容.....	1
3 事業の考え方.....	7
4 基本事項.....	8
第2 設計・工事業務要件.....	10
1 本章の構成.....	10
2 対象施設及び業務範囲.....	10
3 設計及び建設業務.....	12
4 建設工事業務.....	18
5 業務分担及びリスク分担.....	20
添付資料一覧.....	23
閲覧資料一覧.....	23

第1 全体事項

1 本書の位置づけ

本書は、福井市上下水道局（以下「市」という。）が、原目配水池更新事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定に当たり、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付する「入札説明書」の一部として位置付けるものであり、本事業の対象となる施設に要求する性能についてサービス水準を示すものである。

2 事業内容

(1) 事業名称

原目配水池更新事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

福井市上水道施設

(3) 公共施設の管理者の名称

福井市上下水道事業管理者 前田 和宏

(4) 事業の目的

原目配水池は、福井市原目町の原目山山間部に位置し、九頭竜浄水場で浄水した水を市街地や災害拠点病院等に供給する重要度の高い施設である。しかし、建設後 56 年が経過し、耐震基準に満たないため、早急な更新が必要である。

現在、市街地への給水は、九頭竜浄水場からのポンプ直送と原目配水池の自然圧力の併用により、停電時等のリスク回避に対応している。更新時においても引き続き「災害に強い水道」を実現していくため、既設配水池の片池を運用させながら施設を更新するものである。

(5) 対象施設の概要

ア 対象施設

(ア) 更新対象設備

原目配水池 配水池 2 池

$V = 15,000 \text{ m}^3$ (7,500 $\text{m}^3 \times 2$ 池)

緊急遮断弁室 (RC 造)、緊急遮断弁

送水管 $\phi 700$ 、配水管 $\phi 800$ 、排水管 $\phi 500$

水位計、流量計、配水圧力計、遠方監視設備の設置

交流無停電電源装置、地震計

不断水弁 (送水管 $\phi 700$ 、配水管 $\phi 800$)

管理道

(イ) 解体対象設備

原目配水池 配水池（ＲＣ造）２池

$V = 10,000 \text{ m}^3$ （ $5,000 \text{ m}^3 \times 2 \text{ 池}$ ）

（２期に分割し、１池ずつ解体）

イ 対象業務

(ア) 土木工事

原目配水池において既設配水池の片池を運用させながら更新を行う。

- ・既設配水池解体工事業務
- ・配水池築造工事業務
- ・基礎工事業務
- ・不断水弁設置工事業務
- ・管理道改築工事業務
- ・場内整備工事業務

(イ) 配管工事

- ・配管工事業務

(ウ) 機械工事

- ・緊急遮断弁工事業務

(エ) 建築工事

緊急遮断弁及び電気設備を設置する建屋の築造を行う。

- ・緊急遮断弁室（ＲＣ造）工事業務
- ・電気室（ＲＣ造）工事業務

(オ) 電気・計装設備工事

配水池及び緊急遮断弁室に設置する電気・計装設備を設置する。

- ・配電設備工事業務
- ・制御設備工事業務
- ・計装設備工事業務
- ・照明設備工事業務

(カ) 詳細設計業務

- ・事前調査
- ・詳細設計
- ・設計に伴う各種申請資料作成
- ・周辺影響調査

(キ) その他

本工事で必要となる各種申請を行うとともに、必要に応じて土砂災害の対策工事を実施する。

- ・ 本工事で発生する廃棄物等の処理及び処分
- ・ 土砂災害対策工事
- ・ 計画通知書（建築物）

(6) 施設の敷地条件

ア 建設用地（所在地）

福井市原目町地係

イ 対象施設の概要

原目配水池 : $V = 15,000 \text{ m}^3$ (7,500 $\text{m}^3 \times 2$ 池)

配水池水位 : H.W.L : +60.8 m

L.W.L : +53.0 m

ウ 用地に係る規制等

本配水池の敷地条件は表1に示すとおりである。

表1 敷地条件

所在地	福井市原目町地係
用途地域	市街化調整区域
防火地域	無指定
敷地面積	17,000 m^2 (階段部分を含む)
高さ制限	なし
容積率	200%
建ぺい率	60%
景観条例	以下の場合には届出が必要。 ・高さが12mを越える建築物及び工作物 ・延床面積が1,000 m^2 を越える建築物 ・築造面積が1,000 m^2 を越える工作物
日影規制	なし
振動規制	なし
建築基準法	法22条区域外
宅地造成等規制法	開発行為の許可が必要
文化財保護法	原目山古墳群 (掘削範囲が確定した後に、文化財保護課と協議を行う必要がある。場合によっては、試掘調査を行うこと。)
福井県水源涵養地域保全条例	指定なし
保安林制度	指定なし

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和 7 年 3 月下旬）の翌日から、令和 12 年 3 月 31 日までの約 5 年間とする。

(8) 事業方式

本事業は、原目配水池における施設更新を、設計施工を一括で発注する方式（DB 方式）により実施する。

(9) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、表 2 に示すとおりである。

表 2 事業スケジュール（予定）

項 目	日 程
事業契約の締結	令和 7 年 3 月下旬
設計・工事期間	事業契約締結日の翌日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
事業終了	令和 12 年 3 月 31 日

(10) 関連法令等の遵守

本事業を実施するにあたり、以下の関係法令等を遵守する。

ア 関係法令等

- (ア) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (イ) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (ウ) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- (エ) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (オ) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (カ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (ク) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (ケ) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (コ) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (カ) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (シ) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (ス) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (セ) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (ソ) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- (タ) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）

- (ツ) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- (テ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
（昭和 54 年法律第 49 号）
- (ト) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (ナ) その他関連法令等

イ 指針及び各種基準等

本事業に適用する技術基準等は以下のとおりであり、その時点において最新版を適用するものとする。ただし、同等性能を確保した場合はこの限りではなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれらを適用するものとする。

- (ア) 水道施設設計指針（公益社団法人日本水道協会）
- (イ) 水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人日本水道協会）
- (ウ) 水道維持管理指針（公益社団法人日本水道協会）
- (エ) 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- (オ) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- (カ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- (キ) 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省）
- (ク) その他関連要綱及び各種基準等

ウ 仕様書等

本事業に適用する仕様書等は以下のとおりであり、その時点において最新版を適用するものとする。また、仕様書等に定めのないものは市の確認を要する。

- (ア) 福井市土木工事共通仕様書
- (イ) 公共建築工事標準仕様書

3 事業の考え方

(1) 事業者を求める役割

事業者は、以下の事項を満足する必要がある。

ア 水の安全・安定供給の確保

イ 効率的な設備設計、工事

ウ 水道事業に携わる者としての責任と自覚

エ 市とのパートナーシップの構築（技術継承）

オ 良好な事業運営のための積極的な提案

このため、事業者は、配水池の工事への深い理解とノウハウや期待される役割を果たすうえで必要とされる能力を有していることが求められる。

(2) 留意事項

ア 市に対するサービスの提供及びその対価

事業者の収入は事業者が実施する対象施設の設計及び工事業務に係る対価で構成される。

設計及び工事業務における請負代金の支払いは、設計・工事請負契約書（案）に定めるとおりとし、市が事業者へ対価を支払う。

イ モニタリング

事業者は、セルフモニタリングを実施すること。

また、市は、定期及び随時必要に応じてモニタリングを実施する。

ウ 本書に関する窓口

本書に関する窓口は、水道管路課とする。

4 基本事項

(1) 用語の定義

- 基本設計 : 基本設計とは、原目配水池の更新にあたり、基本的な配置、配水池の形式、構造、施工方法等を比較検討した設計のこと。（閲覧資料 8 を参照すること）
- 詳細設計 : 詳細設計とは、建設工事を行うために必要となる設計図、設計計算書、工事施工計画書等を作成する設計のこと。
- 中央監視設備 : 中央監視設備とは、九頭竜浄水場管理棟の中央監視室に構築されている監視設備のこと。
- 性能試験 : 性能試験とは、建設工事において設置した設備の調整、試験（水張試験、水圧試験等）、動作確認試験等のこと。
- 試運転 : 試運転とは、実際の運用を想定した負荷をかけて所定の性能・機能が満足することを確認するために行うもの。

(2) 前提条件

既存配水池の片池を運用させながら施設を更新するため、片池ずつ解体すること。1 池築造後は、既存配水池と切り替えを行い、残りの既存配水池を解体後、1 池築造を行うこと。

その他の前提条件を以下に示す。

ア 計画容量 : 1 5, 0 0 0 m³

イ 計画水位 : H. W. L : + 6 0. 8 m

L. W. L : + 5 3. 0 m

ウ 耐震性 : ランク A 1 の水道施設 レベル 1 地震動に対して耐震性能 1
レベル 2 地震動に対して耐震性能 2

エ 計装設備 : 水位計、流量計、配水圧力計の設置

オ 監視装置 : 遠方監視設備の設置

カ 場内配管 : 送水管、配水管、越流管、排水管の設置

キ 弁 類 : 緊急遮断弁、流量・圧力調整弁の設置

また、工事取合い条件は、表 3 のとおりとする。

表 3 工事取合い条件

項 目	工事取合い概要
送水管工事	斜面配管手前の既設送水管（市施工予定）から配水池接続部までとする。
配水管工事	斜面配管手前の既設配水管（市施工予定）から配水池接続部までとする。
排水管工事	斜面配管手前の既設排水管（市施工予定）から配水池接続部までとする。
電気工事	管理所（麓）から電気室（山頂）までとする。

(3) 要求する機能

本事業において整備する施設に対する要求機能は、下記のとおりとする。

ア 耐震性能

土木構造物及び建築構造物の建設においては、次に示す耐震性能を有するものとする。

表 4 構造物に要求する耐震性能

分 類	要求する耐震性能	準拠資料
土 木 構造物	重要度：ランク A 1 レベル 1 地震動に対して耐震性能 1 レベル 2 地震動に対して耐震性能 2	水道施設耐震工法指針・解説（2022 年版）
建 築 構造物	耐震安全性の分類：Ⅱ類	官庁施設の総合耐震計画基準（国営計第 76 号、国営整第 123 号、国営設第 101 号、平成 19 年 12 月 18 日）

※ 機械・電気設備の耐震性能については、「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（財）日本建築センター」による。

イ 構造物及び設備の耐用年数

構造物及び設備については、地方公営企業法施行規則別表第二号に示す法定耐用年数以上が維持できる仕様とする。

鉄筋コンクリート造と同等以上の耐用年数を有することが客観的な資料による証明ができ、かつ市が承諾する材質による提案は認めるものとする。

表 5 耐用年数

対象施設	法定耐用年数
土木構造物	60 年
建築構造物	50 年
機械・電気設備	設備ごとに地方公営企業法施行規則別表第二号に準じる
配管（雨水・排水、小配管は除く）	40 年

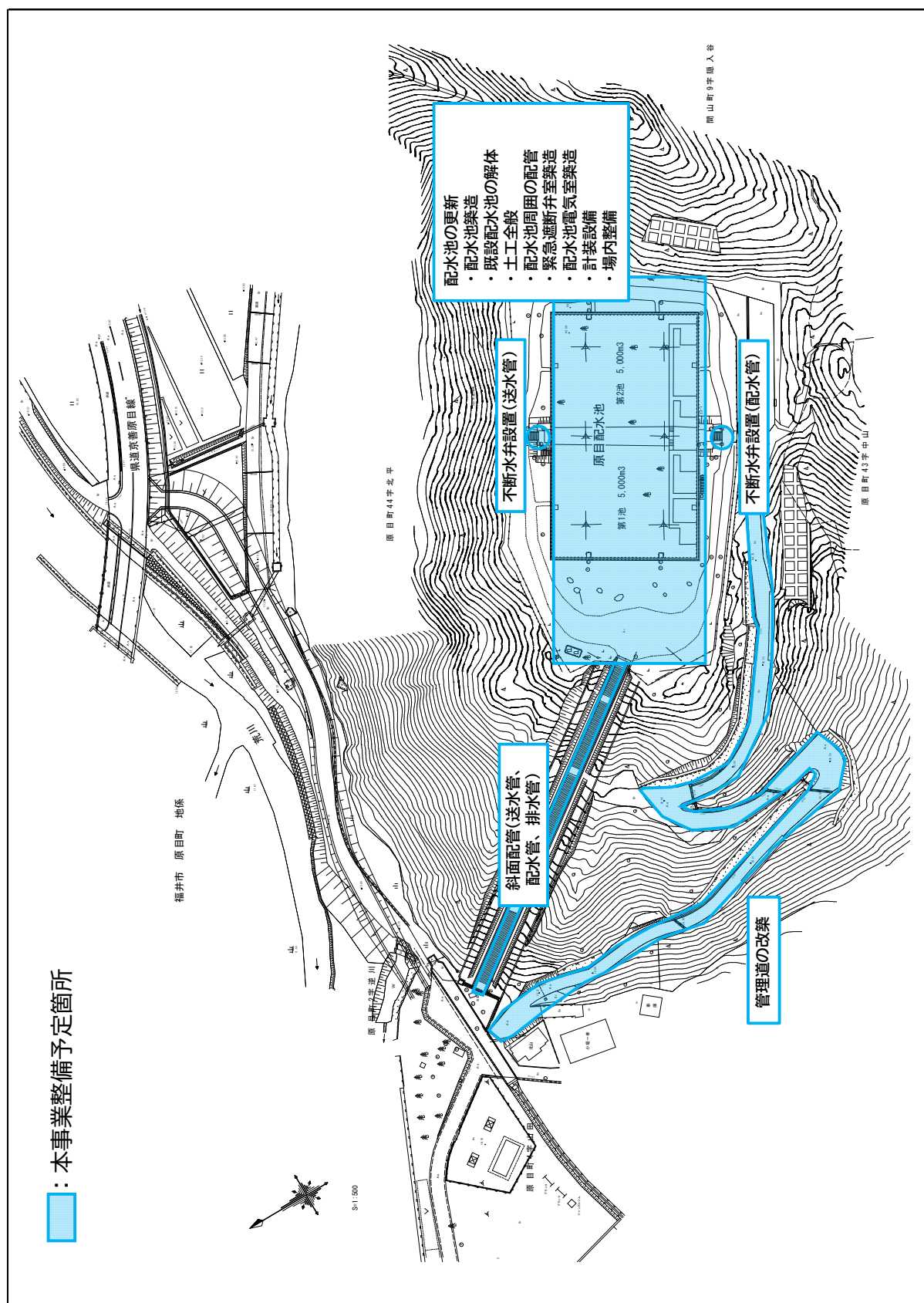
第2 設計・工事業務要件

1 本章の構成

本章では、設計業務及び工事業務に求める内容や規定する仕様及びその他留意事項を示す。

2 対象施設及び業務範囲

設計業務及び工事業務に関する対象施設と主な内容は図1に示すとおりである。



3 設計及び建設業務

(1) 対象範囲

本業務である事前調査業務、設計業務および建設工事業務に対し、求める内容及び留意事項について次に示す。なお、設計方針は提案内容を踏まえて市と十分に協議を行ったうえで決定するものとし、設計内容は必要に応じて市に報告すること。

(2) 事前調査業務

ア 業務内容

事前調査業務は、本配水池の設計業務及び建設工事を行う上で必要となる地下埋設物調査等を行う業務である。

(ア) 地下埋設物調査

埋設管路、電気ケーブル、ハンドホール、雨水排水等の既存埋設物のルート及びレベルの確認を行うこと。

(イ) 古墳調査

本事業の開始時に試掘調査を行い、遺構の有無の確認調査を行うこと。
なお、整備予定範囲以外を施工する場合は、文化財保護課と協議を行うこと。

(ウ) 雨水・汚水排水経路の確認

工事用排水、常時の排水、豪雨時の排水等の経路を確認すること。
排水経路については、市と協議を行い、排水の接続場所を決定すること。

(エ) アスベスト調査

既設配水池において、アスベストの事前調査を行うこと。
調査結果については、市及び労働基準監督署に対して報告を行うこと。

(オ) PCB 使用状況調査

既設配水池において、PCB 使用の事前調査を行うこと。
調査結果については、市及び関連部局に対して報告を行うこと。

(3) 設計業務

設計業務は、本事業の設計に関する業務であり、設計に必要な申請書類の作成等を行う。

ア 詳細設計

市が承諾した基本設計をもとに、更新対象施設等に関する詳細設計を行う。

なお、P. 26～48（添付資料 3～10）、P. 23（閲覧資料 6, 8）で開示している資料は、過年度に市で行った詳細設計であり、今回の詳細設計の参考資料として活用しても差し支えないものとする。

- (ア) 配水池更新
- (イ) 配管関連
- (ウ) 電気設備
- (エ) 計装設備
- (オ) 管理道
- (カ) 場内整備

イ 設計内容

(ア) 共通事項

詳細設計を行うに当たり、各施設全般の要求事項を以下に示す。

- a 使用する水道用資機材の規格は JWWA 規格を採用する。JWWA に規定されていない場合は、JIS 規格とする。なお、上記規格に規定されていない場合は、市との協議により決定する。
- b 施設の維持管理を考慮したメンテナンススペースについても配慮すること。
- c 基礎形式は、計画地盤の性状、支持層、基盤層を考慮した最適な工法、構造を採用すること。
- d 環境保全に十分に配慮し、経済的かつ効率的な施設設計とすること。
- e 省資源に配慮すること。
- f 温室効果ガスの排出抑制に配慮すること。
- g 周辺の生活環境（騒音、振動及び交通等）に配慮すること。
- h 手摺、階段人孔蓋等の金物類はステンレス製、又はステンレス製と同等以上の強度、耐久性を持ち、設置環境に配慮した材質とすること。

(イ) 配水池更新

a 配水池

- ・水密性を保持できる水槽とすること。水槽内部にコンクリート面がある場合には防水塗装を行うこと。
- ・有効容量は $15,000 \text{ m}^3$ ($7,500 \text{ m}^3 \times 2$ 池) 確保すること。
- ・配水池の水位は、H. W. L を +60.8m、L. W. L を +53.0m とする。

- ・緊急遮断弁は適切な場所に設置すること。
- ・基礎形式は、事業者の提案とするが、地盤の性状、残置物、支持層、基盤層を考慮した最適な工法を検討し、設計・施工すること。

b 切替工事及び解体

- ・既存配水池を運用しながら1池ずつ解体すること。
- ・1池築造後は、既存配水池と切替し、部分使用にて配水池の運用を継続し、残りの既存配水池を解体後、1池築造を行うこと。なお、部分使用する範囲は、今回工事で築造した1池目の配水池と斜面配管及び1池目配水池の運用に必要な場内配管とする。
- ・既存配水池の1池を解体する前に、残りの1池の内部配管に濁り対策（錆び取り、塗装等）を行うこと。
- ・山頂部の送水管及び配水管に不断水工法を用いて栓止めする。
- ・既設配水池との切断のみワイヤーソー、フラットソー等による静的な縁切りとし、その他構造物については、油圧破碎機により低振動、低騒音に配慮した解体を行うこと。
- ・発生材については事業者で処分を行うこと。

c 緊急遮断弁

- ・緊急遮断弁（φ800）を2台設置すること。
- ・型式は電動復帰式ウェイト閉鎖式とする。
- ・緊急遮断弁の維持管理性及び将来の更新工事を考慮した建屋を設けること。

構 造	鉄筋コンクリート造（ラーメン構造） 地階、1階
基 礎	べた基礎

d 土工全般

- ・掘削工
発生土は、盛土工を控除した土量（約19,000m³）を施工ヤードまで運搬し、事業者で処分すること。
- ・盛土工
掘削工で発生した土を、現場で一時保管し、再利用すること。
- ・ブロック擁壁

(ウ) 配管関連

- a 福井市土木工事共通仕様書「第14編 上水道編」を参照すること。
- ・福井市ホームページ→「入札の広場」→建設工事「施工管理」→「共通仕様書等」を参照すること。

b 斜面配管

- ・斜面配管は、施工性及び将来の維持管理性等を踏まえて、露出配管もしくは埋設配管の適切な方式を採用する。
- ・送水管φ700mm、配水管φ800mm、排水管φ500mmとする。
- ・管種は、露出配管の場合はステンレス配管（SUS304、Sch20）とし、埋設配管の場合はダクタイル鋳鉄管とする。

c 場内配管

- ・場内配管は、埋設配管とする。
- ・送水管φ700mm、配水管φ800mm、排水管φ500mm、送水管と排水管を繋ぐバイパス管φ300mmとする。
- ・管種は、ダクタイル鋳鉄管とする。
- ・バルブ及び可とう管は必要な箇所に設置すること。

d 不断水弁

- ・送水管φ700mm、配水管φ800mmとし、適切な箇所に設置する。

(エ) 電気設備

- ・管理所電気設備から電源を取り、配水池電気室へ配電すること。
- ・電気室から各負荷に給電すること。
- ・無停電電源装置等を設置すること。
- ・電気設備の維持管理性及び将来の更新工事を考慮した建屋を設けること。

構 造	鉄筋コンクリート造（ラーメン構造） 地階、1 階
基 礎	べた基礎

(オ) 計装設備

- ・配水池に設置する水位計は投込み式とし、それぞれに電極等のバックアップ設備を設けること。
- ・地震計は緊急遮断弁付近に設置すること。
- ・流出管配水流量計は超音波式とし、配水池緊急遮断弁 2 次側に設置すること。
- ・既設の水位計及び地震計は撤去すること。
- ・九頭竜浄水場の中央監視設備の改造を行うこと。

(カ) 管理道

- ・ 本事業の施工場所周辺の管理道は狭隘なため、工事施工に伴い大型車両等を使用する場合は、適切な搬入計画を作成すること。
- ・ 必要に応じて拡幅工事を行うこと。なお、管理道の一部は民間所有地であることに留意すること。本事業の施工場所周辺における市の所有地は、閲覧資料 4 を参照すること。
- ・ 事業者は、拡幅工事の際に民間所有地を施工する必要がある場合には、所有者との協議に必要な資料を作成すること。なお、所有者との折衝は、市が主体となって行う。

(キ) 場内整備

a 側溝設置工

- ・ 全体平面図において、側溝を設置すること。なお、雨水を支障なく流下させるために、適切な断面、勾配とすること。

b フェンス

- ・ フェンスはネットフェンス（積雪地用）とすること。
- ・ 仮設時に一時撤去する場合は、既設同等仕様で復旧すること。

c 場内舗装

- ・ 場内はアスファルト舗装を行うこと。

(4) 設計に伴う各種申請資料作成業務

本事業の設計及び着手までに必要となる各種申請、関係機関との協議資料を作成すること。また、住民説明等、市が行う住民対応に関して必要となる資料の作成も行うこと。

(5) 照査業務

本事業の設計業務について設計照査を行い、設計内容について市の承諾を得ること。

(6) 周辺影響調査業務

ア 業務内容

事業者は、以下の調査を適切な方法により実施し、必要かつ適切な対策を講じること。

(ア) 交通量

(イ) 周辺通行者状況調査

(ウ) その他必要な調査（事業者が工事に対し必要と考える調査）

(7) 完成検査

事業者は、設計図書作成の完了時に市の検査を受けること。

(8) 設計図書の提出

事業者は、設計業務に関し以下の図書を提出すること。仕様、部数及び様式等は、市の指示に従うこと。

ア 設計図（特記仕様書を含む。）

イ 設計計算書（各種検討書、容量計算書、水理・構造計算書、数量計算書等）

ウ 工事施工計画書

エ 工事費内訳書（経費は水道事業実務必携（最新版）より算出し、単価が可能な限り公共単価を用いること。また、項目ごとに各年度における費用内訳を示すこと。）

オ 各種申請に必要な設計図書

4 建設工事業務

(1) 建設工事内容

建設工事は、設計業務での成果品に基づく本配水池設備の工事に関するものである。

事業者は、各種関連法令、工事の安全等に関する指針等を遵守し、工事前に設計図書に基づく施工計画書を作成し、市の確認を得た後に建設工事に着手すること。

(2) 工事の実施に当たっての留意事項

ア 工事全般

- (ア) 事業者は、施工状況を市に毎月報告し、市の要請があれば、施工の事前説明及び事後説明を行うこと。
- (イ) 事業者は、工事関係者に対して水道法第 21 条及び水道法施行規則第 16 条に基づき、6 ヶ月毎に検便を含む健康診断を受診させること。
- (ウ) 事業者は、着工に先立ち、周辺影響調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。
- (エ) 事業者は、工事関係者及び外来者の安全確保と環境に十分配慮すること。
- (オ) 作業日及び作業時間については以下のとおりとする。
 - a 作業日は、4 週 8 休（4 週間で 8 休日）で設定することを原則とし、土曜日、日曜日及び年末年始は休日とする。ただし、やむを得ず作業する場合は、市の承諾を得ること。
 - b 作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。なお、この場合、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業については、市と協議すること。
 - c 休日、夜間の作業の際には、所定の書類を提出すること。なお、騒音・振動を発生恐れのない作業については、市と協議し、承諾を得て工事することができる。
- (カ) 建設工事の際に必要な施工ヤードは事業者の提案による。なお、市所有地を活用希望の場合、市は可能な範囲で協力する。
- (キ) 使用材料は新品に限る。
- (ク) 特殊な材料・工法等を採用する場合は、事前に市の承諾を受けること。

イ 工事工程

本工事は、既設配水池を運用させながら配水池の更新を行う。

(3) 性能試験及び試運転

性能試験及び試運転要領を記載した性能試験計画書及び試運転計画書を作成し、市の承諾を受けて実施すること。なお、性能試験及び試運転に伴い発生する費用は、事業者の負担とする。ただし、性能試験及び試運転に必要な水については市が供給し、水道法第 13 条及び水道法施行規則第 15 条に基づく水質検査は市で実施する。

(4) 建設工事に伴う各種許認可の申請に係る業務

事業者は、建設工事に伴う各種認可等の申請は、事業者の責任において行うこと。
ただし、事業者が市に協力を求めた場合、市は、資料の提出その他について可能な範囲で協力する。

(5) 出来形検査及び完成検査

事業者は、建設工事の出来高について市に報告し、出来形検査及び完成検査を受けること。なお、検査に伴い発生する費用は、事業者の負担とする。

(6) 完成図書の提出

事業者は、建設工事業務に関し以下の図書を提出すること。仕様、部数及び様式等は、市の指示に従うこと。

- ア 竣工図
- イ 性能試験及び試運転報告書
- ウ 工事写真
- エ 各種申請図書
- オ その他関係する図書
- カ 全ての関係図書の電子データ

5 業務分担及びリスク分担

表6 業務分担表

業務内容			分担者		
			本市	民間事業者	
設計業務					
1	事前調査業務	1.1 地下埋設物調査		●	
		1.2 古墳調査		●	
		1.3 雨水・汚水排水経路の確認		●	
		1.4 アスベスト調査		●	
		1.5 PCB使用状況調査		●	
2	設計業務	2.1 基本設計	●		
		2.2 詳細設計	配水池設計		●
			配管設計		●
			管理道設計		●
			切替工事及び解体設計		●
			電気・計装設備設計		●
		2.7 設計・建設に必要な申請書類作成等	●	○	
		2.8 近隣住民の同意の取得、近隣住民対応	●	○	
		2.9 補助申請	●	○	
建設業務					
3	周辺影響調査業務	3.1 周辺調査		●	
		3.2 生活環境影響調査		●	
		3.3 その他必要な調査		●	
4	建設業務	4.1 新設対象施設	配水池、場内配管、電気・計装設備、管理道	●	
		4.2 撤去対象施設	配水池、場内配管、電気・計装設備	●	
		4.3 工事に伴う各種申請等		●	
5	工事監理業務	5.1 工事監理	●		
		5.2 工事現場管理		●	
6	保安業務	6.1 施設全体の保安		●	
		安全衛生管理業務	6.2 安全管理・事故防止		●
	衛生管理			●	
	災害・事故対策業務	6.3 災害、事故等の緊急時の体制の構築		●	
		災害、事故等の緊急時の対応		●	
	施設公開業務	6.4 見学者対応	●	○	
その他の業務	6.5 近隣住民対応	●	○		
	セルフモニタリング		●		
	モニタリング	●			

※○は、申請に伴う補助作業（申請書類の作成等）を示す。

表7 リスク分担表（共通）

		リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
1	共通	1.1 募集要項	記載内容の変更に関するもの、入札説明書等の誤りに関するもの	●	
		1.2 契約締結	市の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		●
		1.3 財務	市による債務不履行（支払い遅延・不払い等）	●	
			事業者による債務不履行（倒産等）		●
		1.4 制度関連	政治		
			債務負担行為等の議決に関わるもの	●	
			対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	●	
			事業の縮小・拡充に伴う、対象範囲の変更に関わるもの	●	
			法制度	●	
			本事業に関わる法制度・許認可の新設・変更	●	
			上記以外のもの		●
			許認可遅延		●
			事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
			上記以外のもの	●	
			税制度		●
			法人事業税、法人住民税等の事業者の利益に関する税の新設・変更		●
			消費税の変更に関わるもの	●	
		1.5 社会	第三者賠償		●
			事業者の責めに帰すべき事由による第三者賠償（建設における騒音、振動、光、臭気に関するもの）		●
			市の責めに帰すべき事由による第三者賠償	●	
			住民対応	●	
			本事業に対する住民反対運動・要望に関わるもの	●	
			事業者が行う業務（調査、工事等）に対する住民反対運動・要望に関わるもの	▲	●
			環境問題		●
			事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		●
			上記以外の原因による環境の悪化	●	
		1.6 想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）により、事業変更・事業継続の不履行	● 注1	▲ 注2
		1.7 労務	教育・研修		●
			関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保		●
			セクハラ・パワハラ		●
			事業者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下		●
			不正・犯罪		●
			事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏えい等）による業務停止、契約解除		●
		1.8 見学者対応	施設の工事によって見学者が怪我をした場合		●
		1.9 安全確保	事業者が行う調査、工事における安全性の確保		●
			上記以外の作業に係る安全性の確保	●	
		1.10 事業者の発注する業務	事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●
		1.11 各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発注	●	
		1.12 補助金受給・起債	補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能、起債に関するもの	●	
		1.13 関係機関等の調整	市の責めに帰すべき事由による事業の延期などに関するもの	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による事業の延期などに関するもの		●
		1.14 事業の中断	市の責めに帰すべき事由による事業の中断等	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による事業の中断（事業者の経営破綻又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		●
		1.15 計画変更	市の責めに帰すべき事由による事業内容、用途の変更に関するもの	●	
		1.16 契約不履行	事業者の責めに帰すべき事由による契約不履行（事業者の更新した施設・設備の性能不足）		●
			上記以外によるもの	●	
		1.17 不可抗力	戦争、暴動、天災、台風、風水害等、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中断に関するもの	●	▲ 注2
		1.18 保険	設計段階及び工事段階のリスクをカバーする保険		●
		1.19 資金調達	事業者の資金調達に関するもの		●
		1.20 物価	事業期間中の物価変動	●	▲ 注2

閲覧可能資料において、存在が確認されるものについては、事業者の負担。確認されないものについては、市の負担とする。

※ ●：主負担，▲：従負担

注1 事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは市のリスク分担とする。

注2 一定の金額・割合までは事業者が負担する。（詳細については、入札公告時に示す）

表8 リスク分担表（設計・建設）

		リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
2	設計段階	2.1 事前調査	市が実施した調査に関するもの	●	
			事業者が実施した調査に関するもの		●
		2.2 計画・設計・仕様変更	市の請求による変更・不備	●	
			事業者からの請求による変更・不備		●
3	建設段階	2.3 設計	市の責めに帰すべき事由による設計等の完了遅延・建設費の増大（市の責めに帰すべき事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、建設用地の変更等）	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、基本設計・実施設計の不備、事業者の責めに帰すべき事由による履行遅れ等）		●
		3.1 地中埋設物	入札説明書等に記載のない埋設物に関するもの	●	
			上記以外に関するもの		●
		3.2 工事遅延	市の責めに帰すべき事由による完工遅延	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による完工遅延		●
		3.3 工事監理	工事監理に関するもの	●	
			工事現場管理に関するもの		●
		3.4 工事費増大	市の責めに帰すべき事由による工事費増大	●	
			事業者の責めに帰すべき事由による工事費増大		●
		3.5 性能	要求性能不適合（施工不良を含む）		●
		3.6 施設の契約不適合	更新対象施設において事業者が建設、改修した施設に関するもの（施設の契約不適合担保期間）		●
			更新対象施設において事業者が建設、改修した施設に関するもの（施設の契約不適合担保期間以降）	●	
			上記以外に関するもの	●	
		3.7 引渡前障害	工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他施工に関して生じた損害		●
		3.8 環境汚染物質	解体に伴うアスベストやPCB等環境汚染物質の発見・対応に関するもの		●
		3.9 安全確保	工事現場における事故等の発生		●

閲覧可能資料において、存在が確認されるものについては、事業者の負担。確認されないものについては、市の負担とする。

※ ●：主負担

添付資料一覧

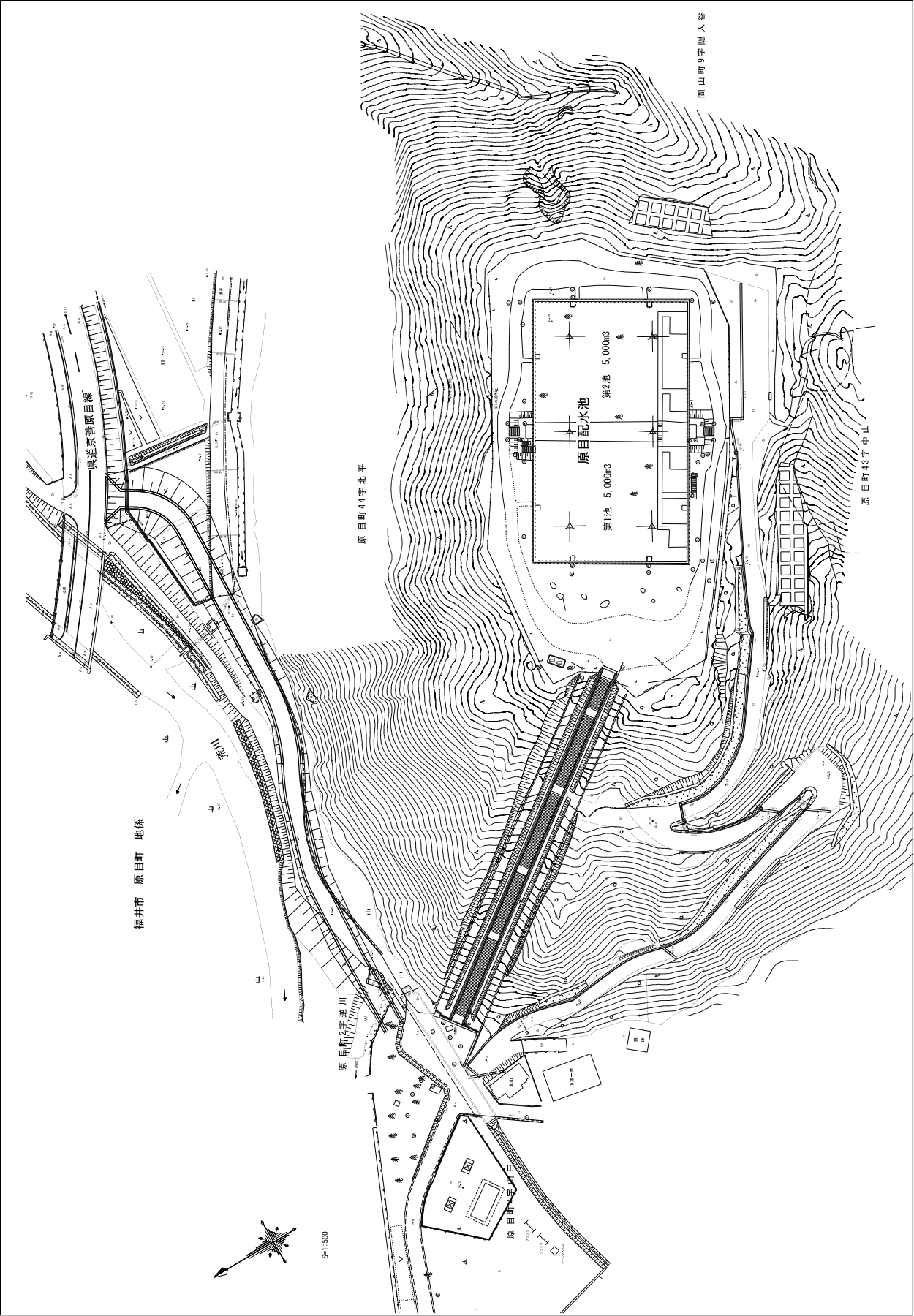
資料 NO,	資料名	頁
添付資料 1	全体配置図（現況）	24
添付資料 2	事業整備範囲	25
添付資料 3	【参考図】一般平面図	26
添付資料 4	【参考図】配管平面図（原目管理事務所）	27
添付資料 5	【参考図】配管平面図（配水池廻り）	28
添付資料 6	【参考図】PC タンク構造物	29
添付資料 7	【参考図】基礎杭配置図	32
添付資料 8	【参考図】斜面配管計画図・詳細図	34
添付資料 9	【参考図】施工段階図（ステップ図）	38
添付資料 10	【参考図】付帯工計画図	48

閲覧資料一覧

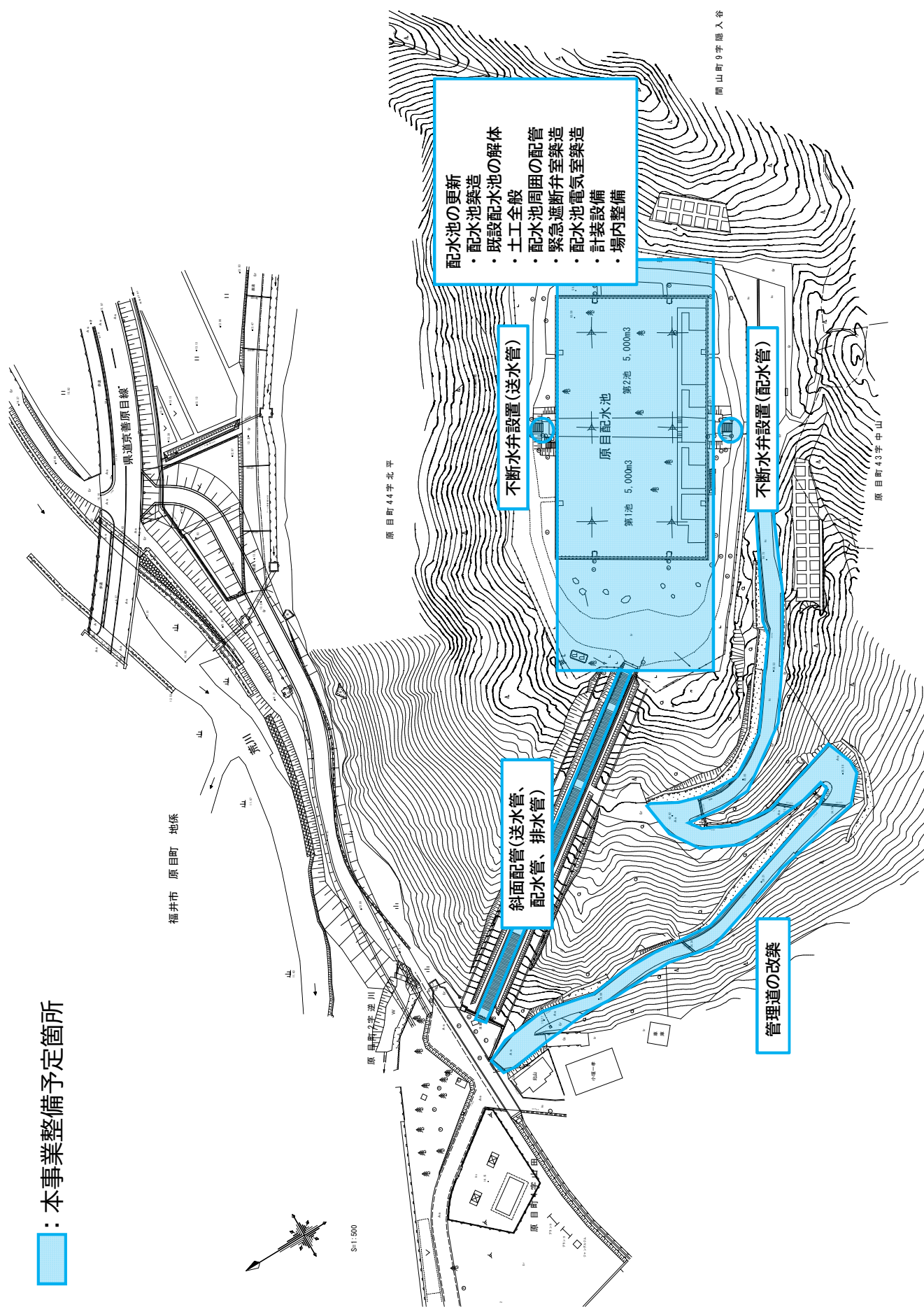
市では、既設の竣工図や検討書等、下記の書類を閲覧資料として準備している。

資料 NO,	資料名
閲覧資料 1	竣工図
閲覧資料 2	給計 38 原目配水池耐震診断 報告書
閲覧資料 3	平成 22 年度 給計 37 九頭竜・原目配水池基本設計 報告書
閲覧資料 4	水整 007 原目配水池用地測量 報告書
閲覧資料 5	水整 008 原目配水池地質調査 報告書
閲覧資料 6	平成 30 年度 水整 019 新原目配水池詳細設計 報告書
閲覧資料 7	新原目配水池詳細設計に伴う原目山古墳群分布調査報告書
閲覧資料 8※	R3 水委 002 号 新原目配水池詳細設計 報告書

※閲覧資料 8 には基本設計報告書を含む。

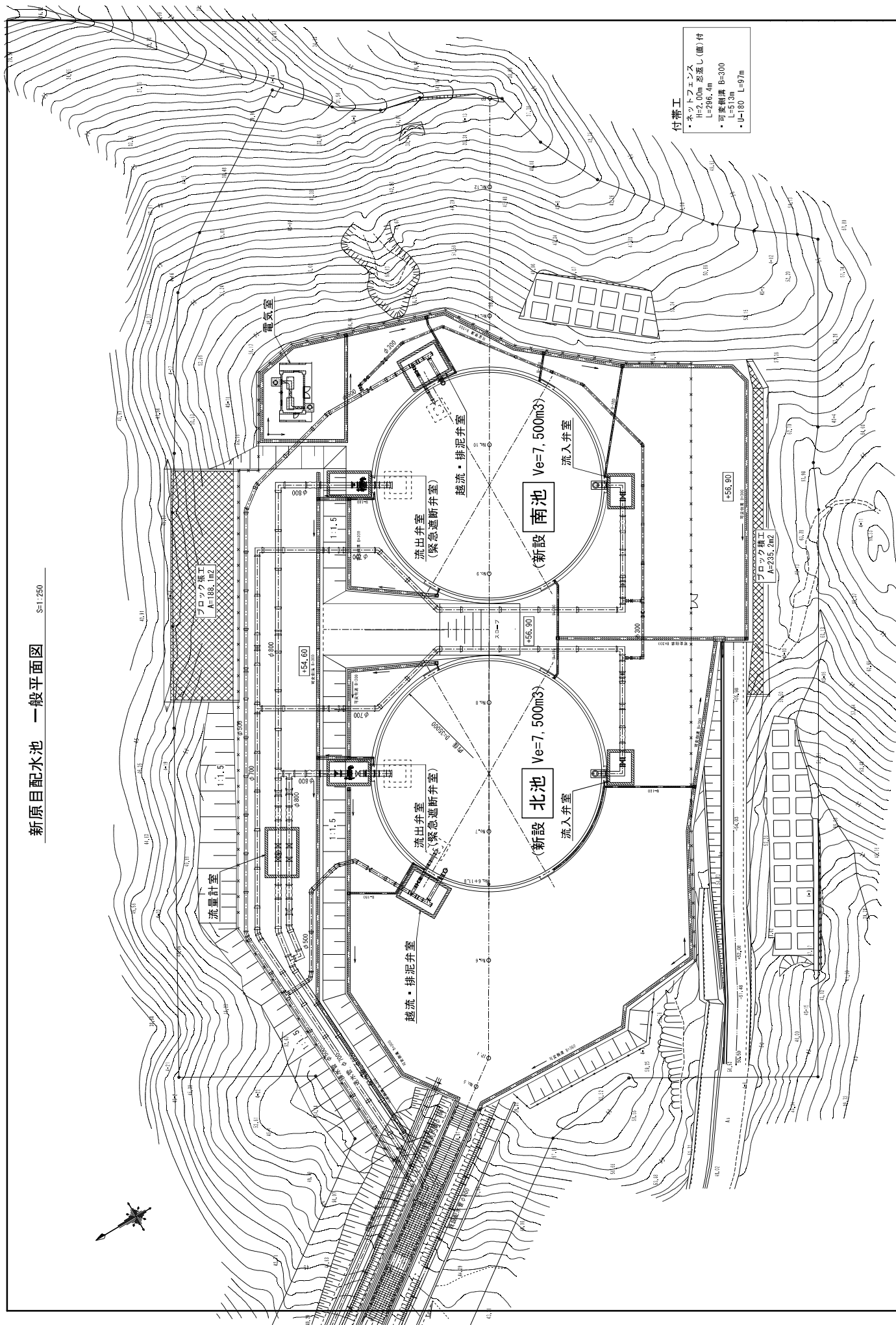


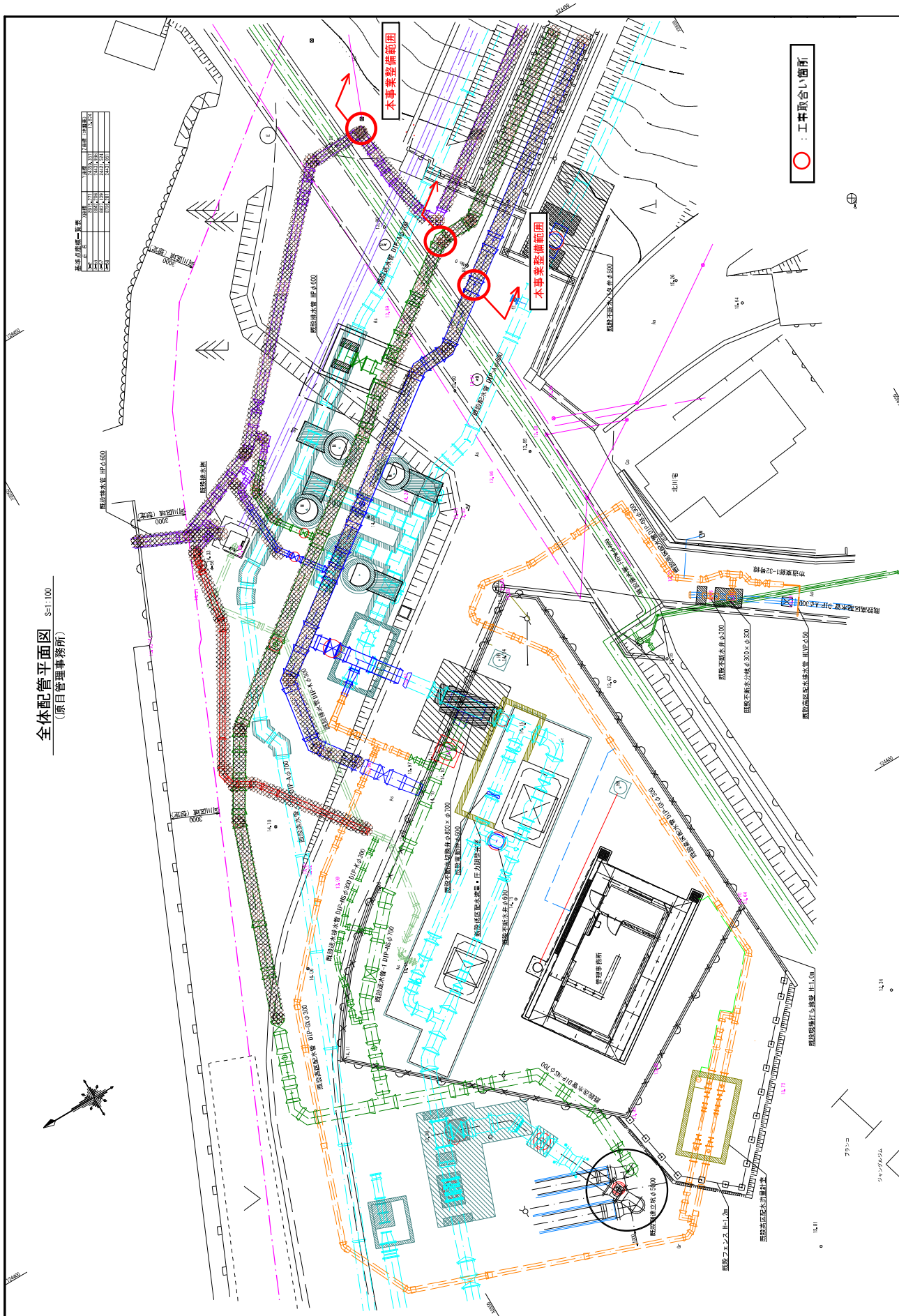
■: 本事業整備予定箇所



新原目配水池 一般平面図

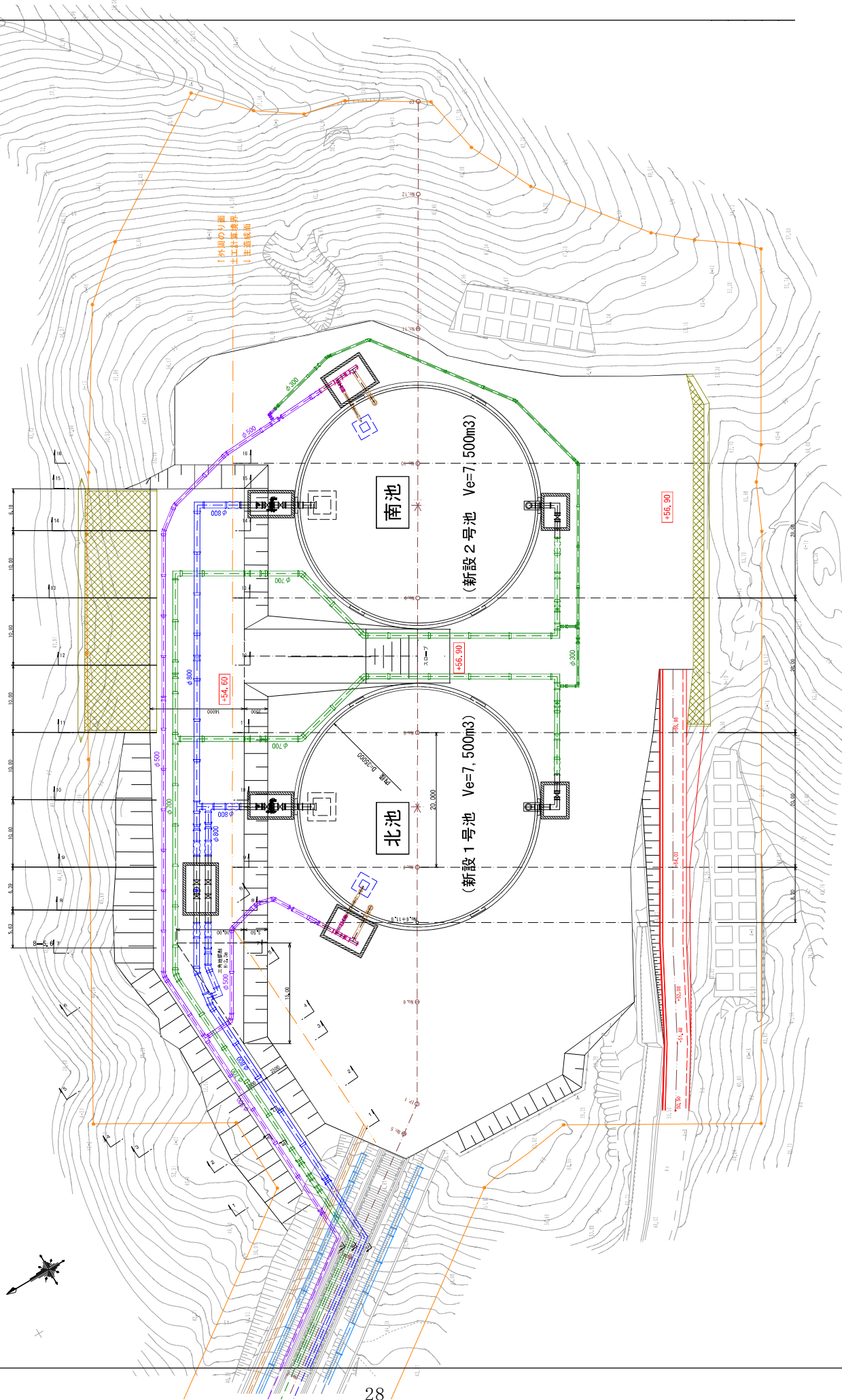
S=1/250





新設原目配水場配管平面図 S=1,250

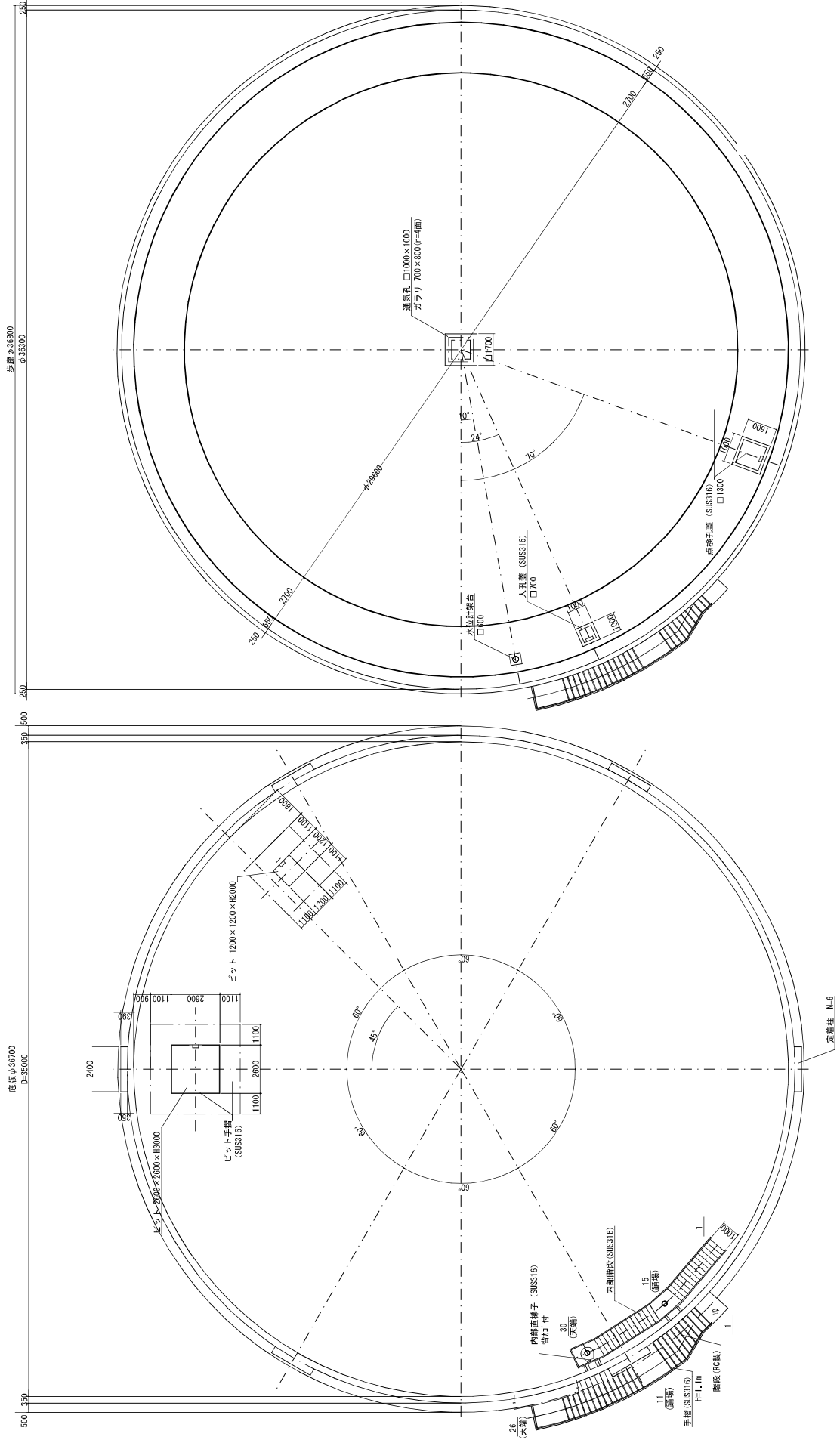
外周のり面・北



一般構造図 (2) S=1:100

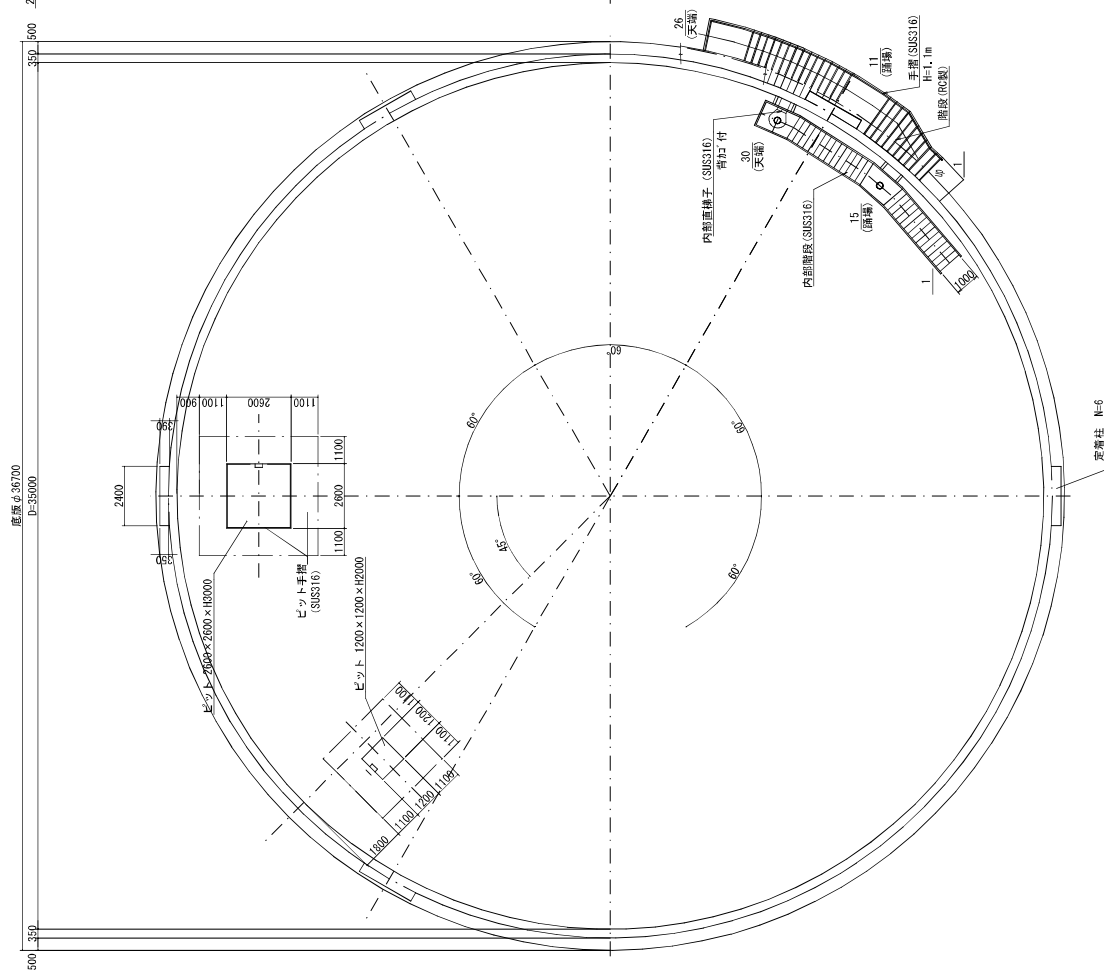
平面図
(断面)

平面図
(伏せ図)

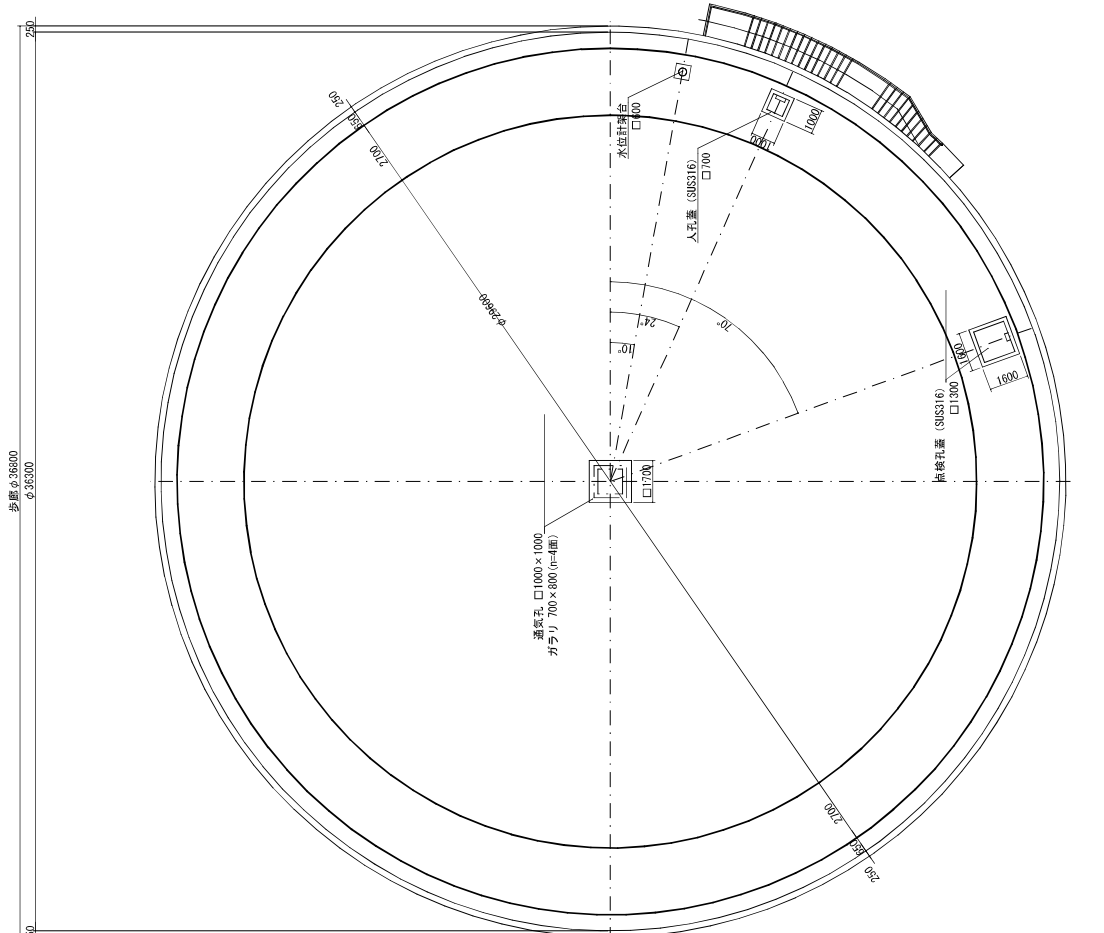


一般構造図 (3) S=1:100
(北池)

平面図
(断面)



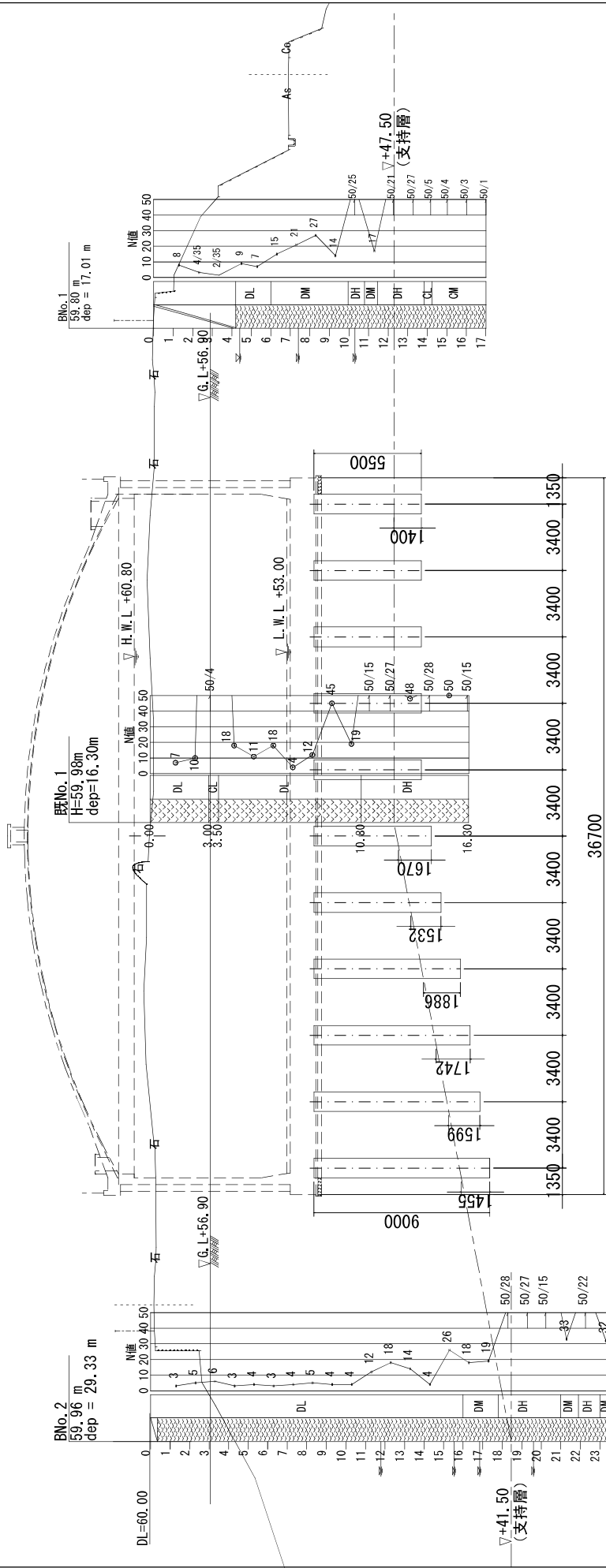
平面図
(伏せ図)



杭配置図 (1) S=1:100
(南池：北池は左右反転とする。)

NO. 6

GH=60.02
FH=

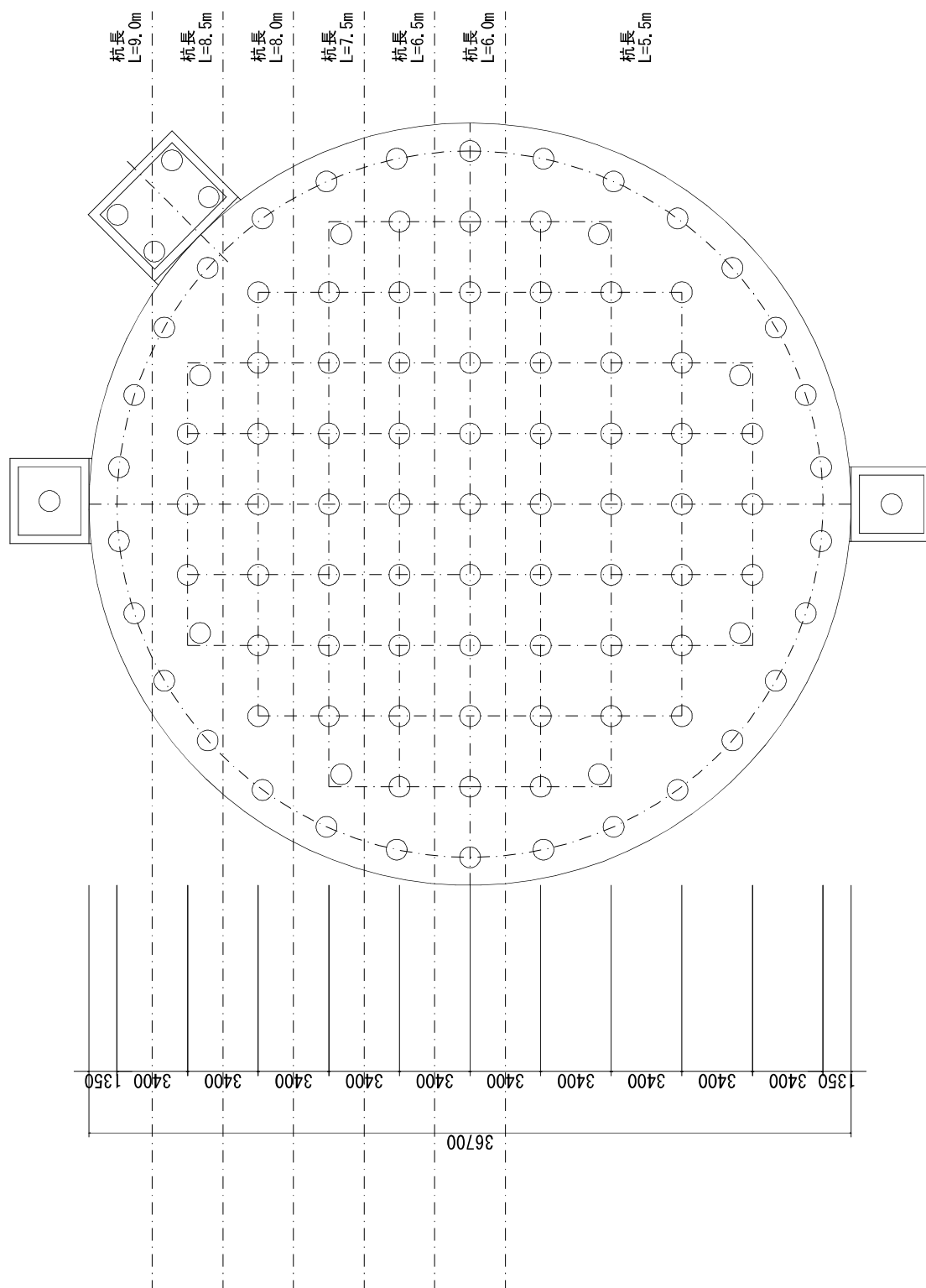


基礎杭明細表

設計杭長	L=9.0m	L=8.5m	L=8.0m	L=7.5m	L=6.5m	L=6.0m	L=5.5m
杭径	φ 1000 場所打ち杭						
杭頭位置	+51.60	+51.60	+51.60	+51.60	+51.60	+51.60	+51.60
杭先端位置	+42.60	+43.10	+43.60	+44.10	+45.10	+45.60	+46.10
杭本数	6本	12本	9本	11本	11本	11本	45本
合計杭本数	105本						

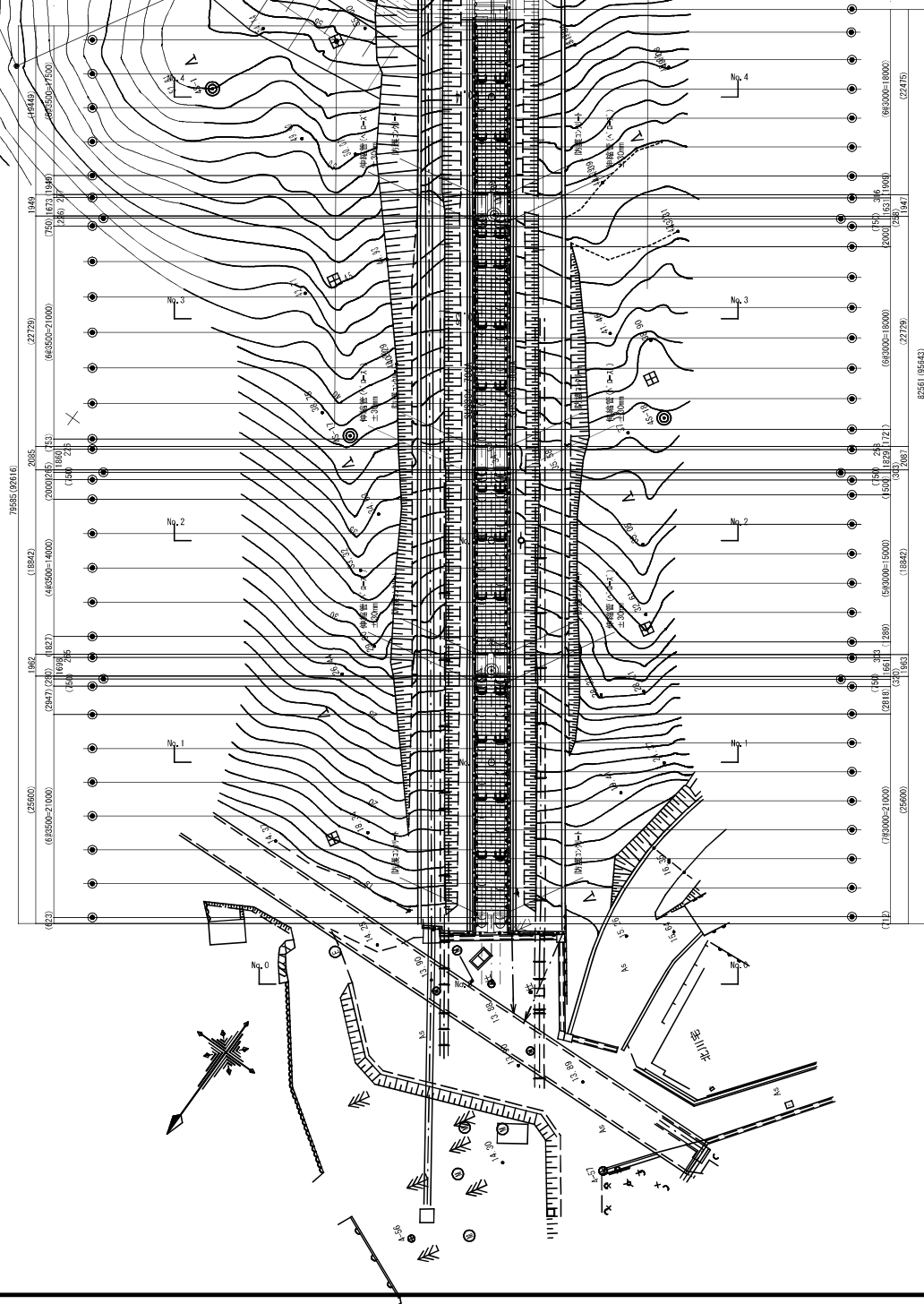
杭配置図 (2) S=1:100 $S=1:100$

(南池；北池は左右反転とする。)



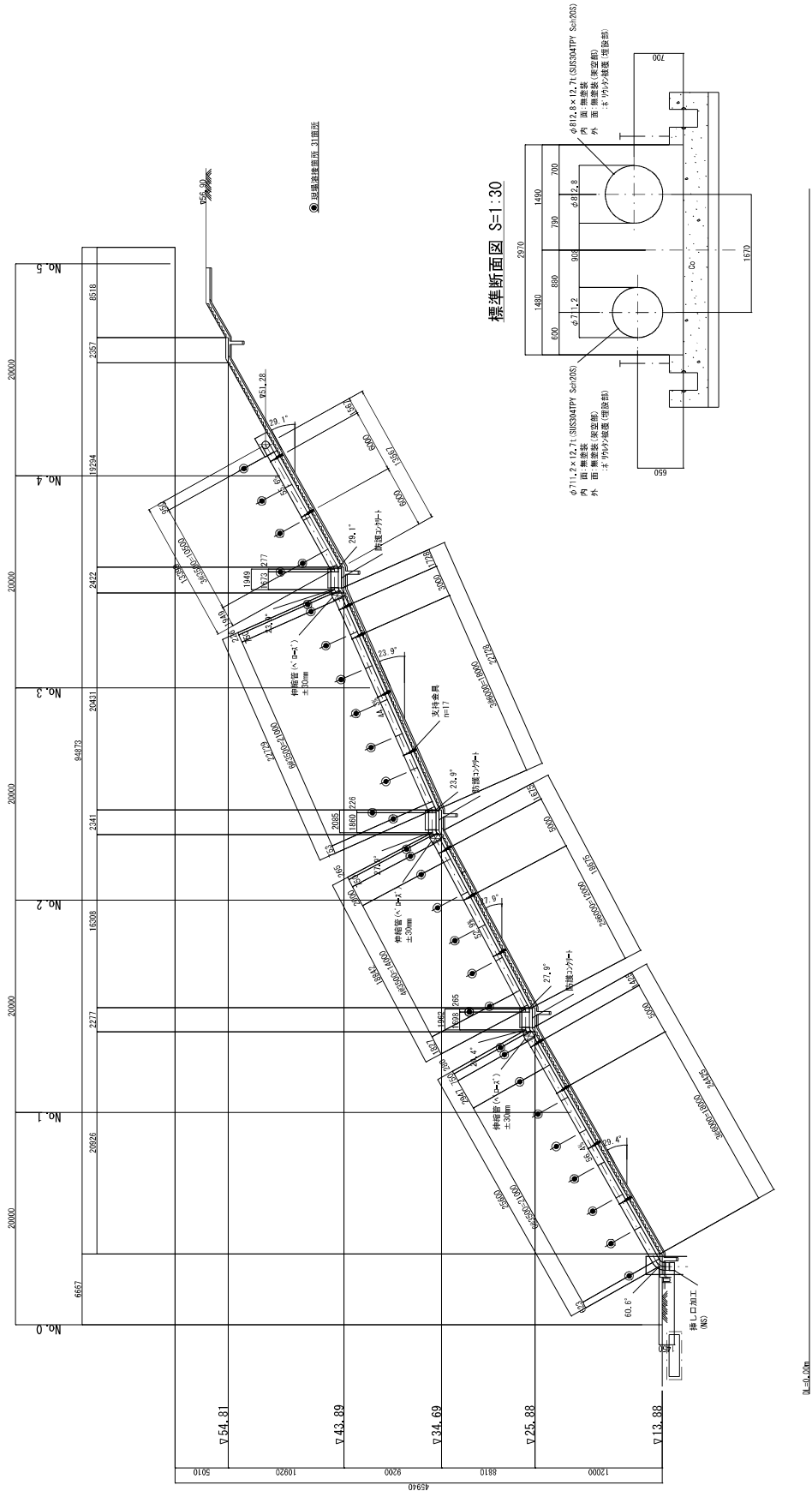
斜面配管計画図 (1)

平面図 S=1:200
700A・800A

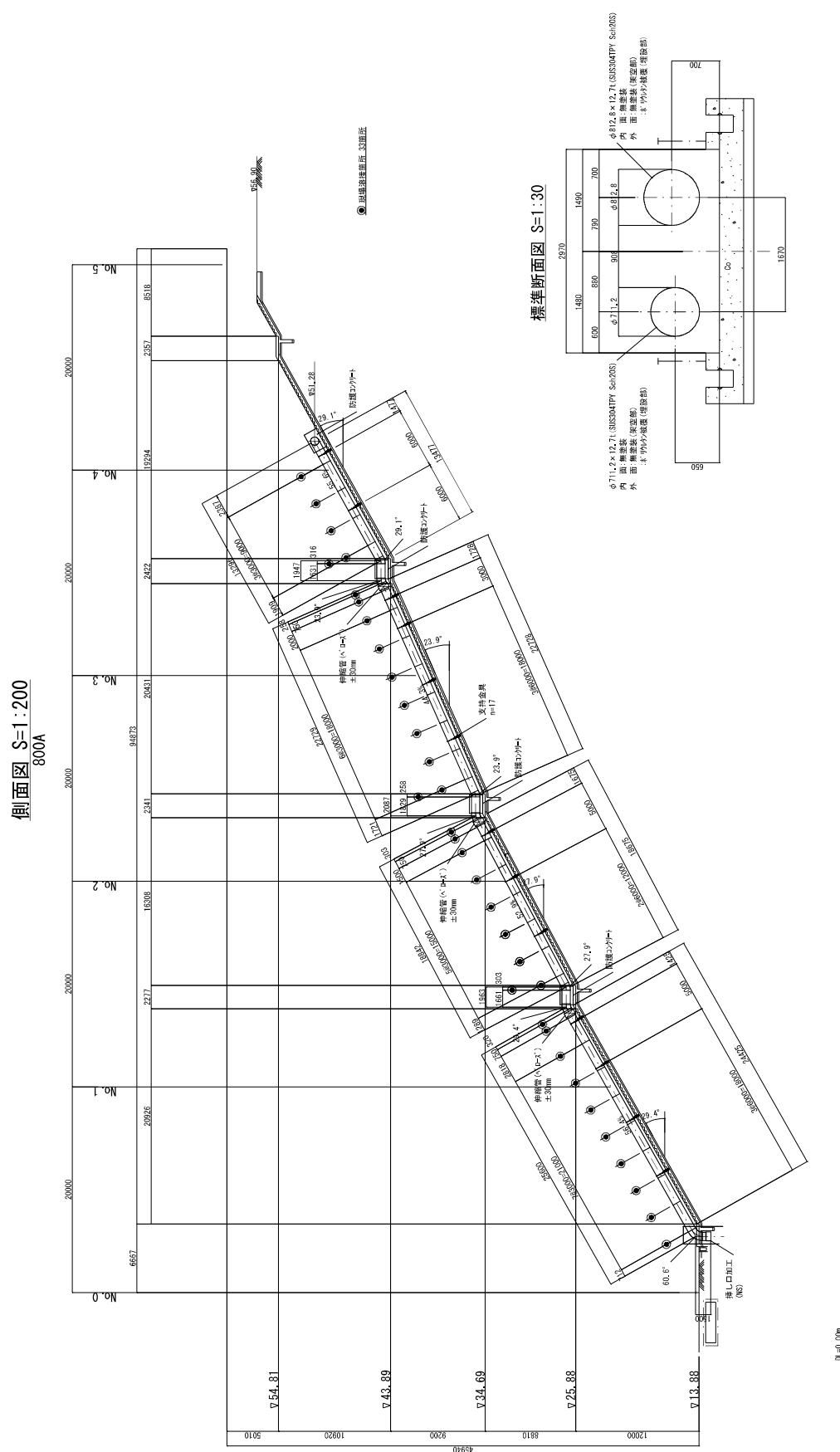


斜面配管計画図 (2)

側面図 S=1:200
700A

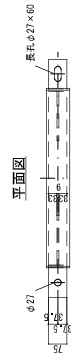
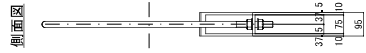
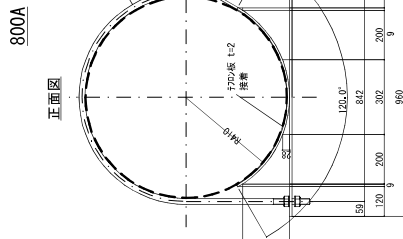
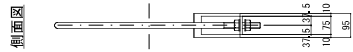
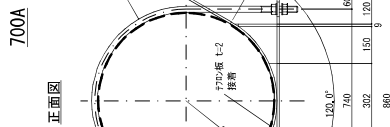


斜面配管計画図(3)

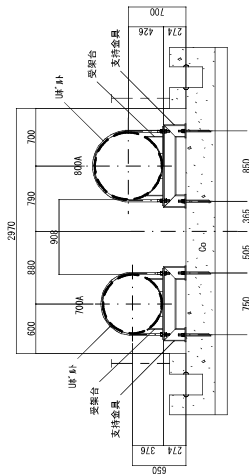


斜面配管詳細図

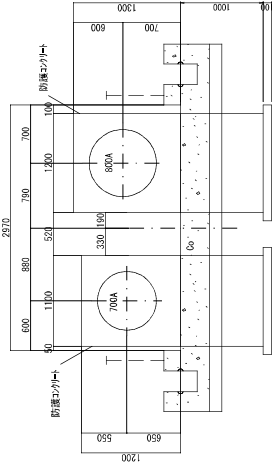
U₁・U₂・受架台詳細図 S=1:10
SUS304 (無塗装)



支持金具配置図 S=1:30

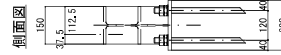
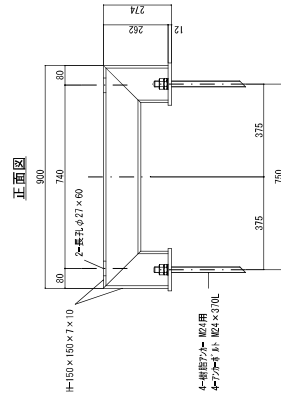


防護コンクリート参考図 S=1:30

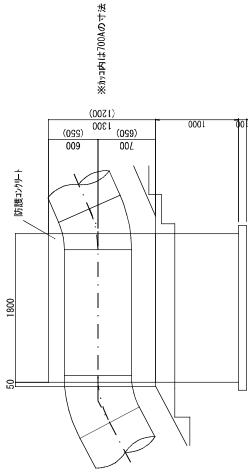
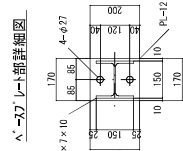
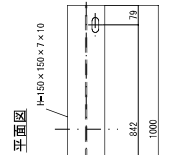
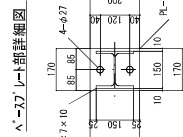
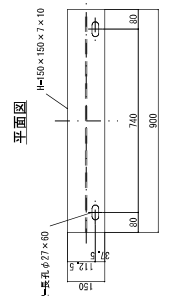
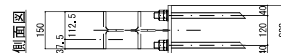
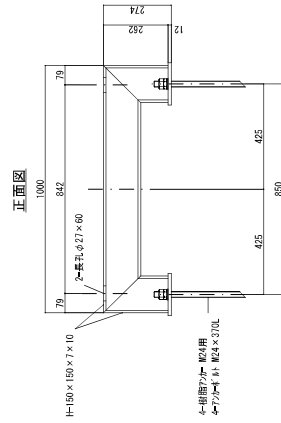


支持金具詳細図 S=1:10
SUS304 (無塗装)

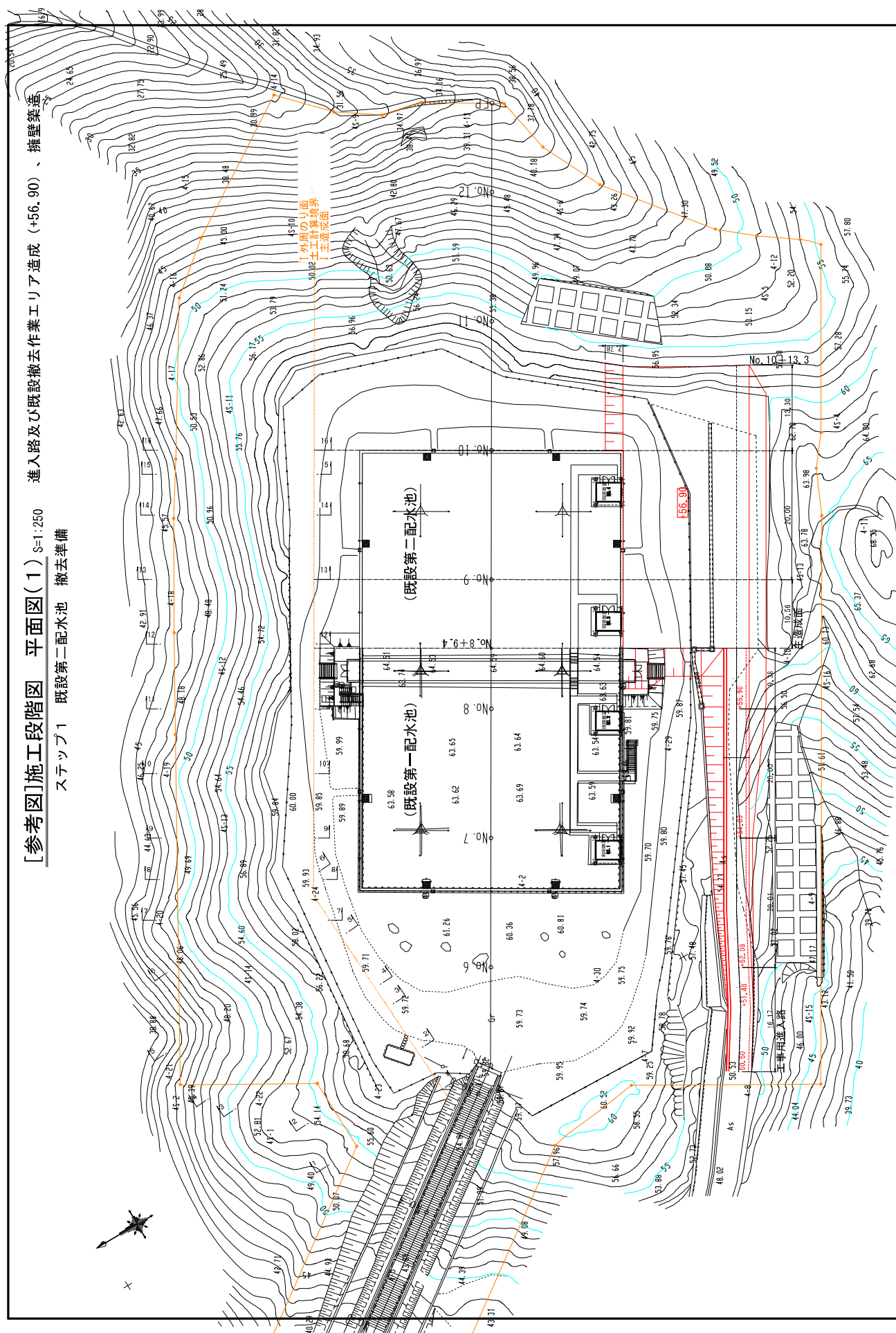
700A



800A



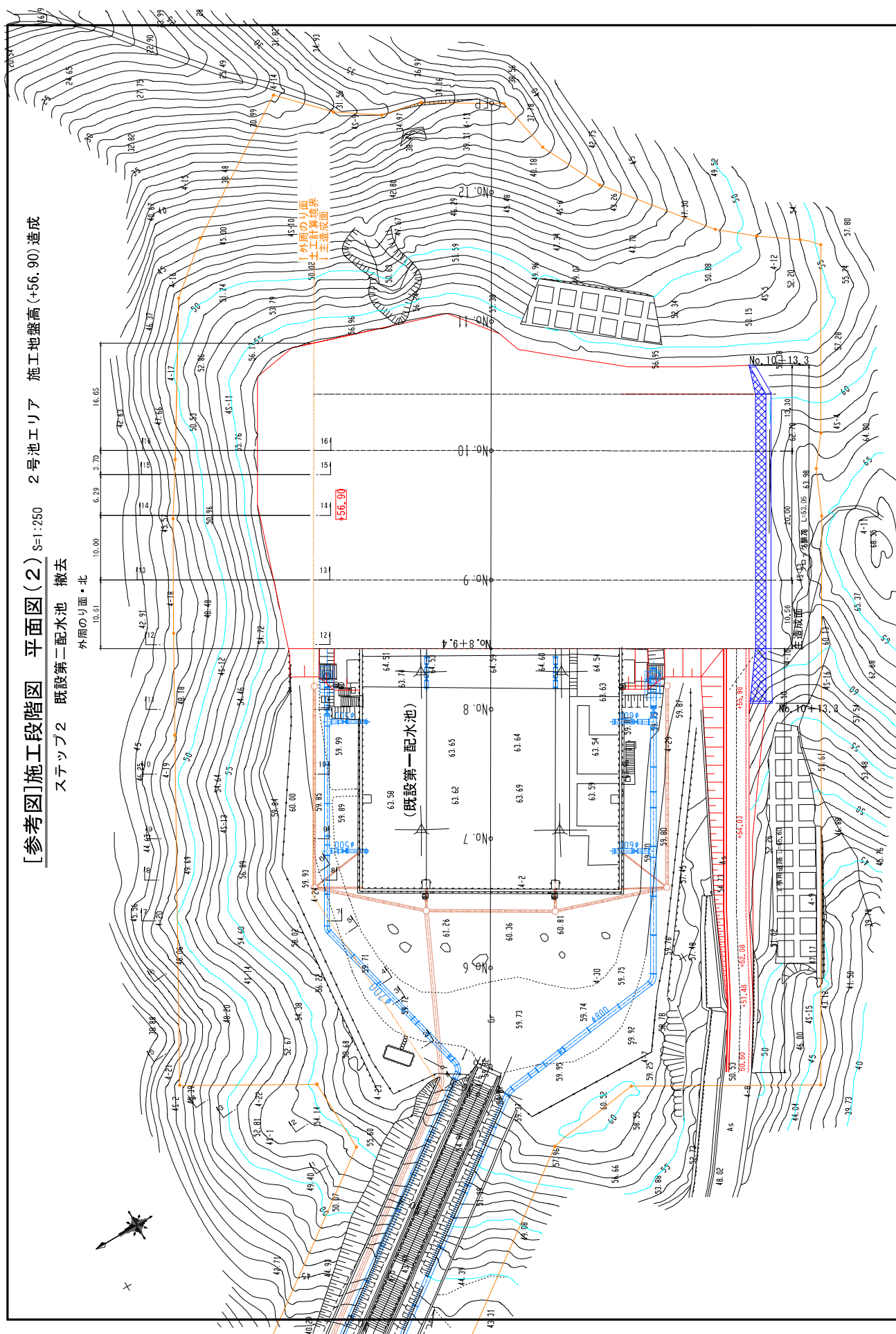
※この図は700Aの寸法

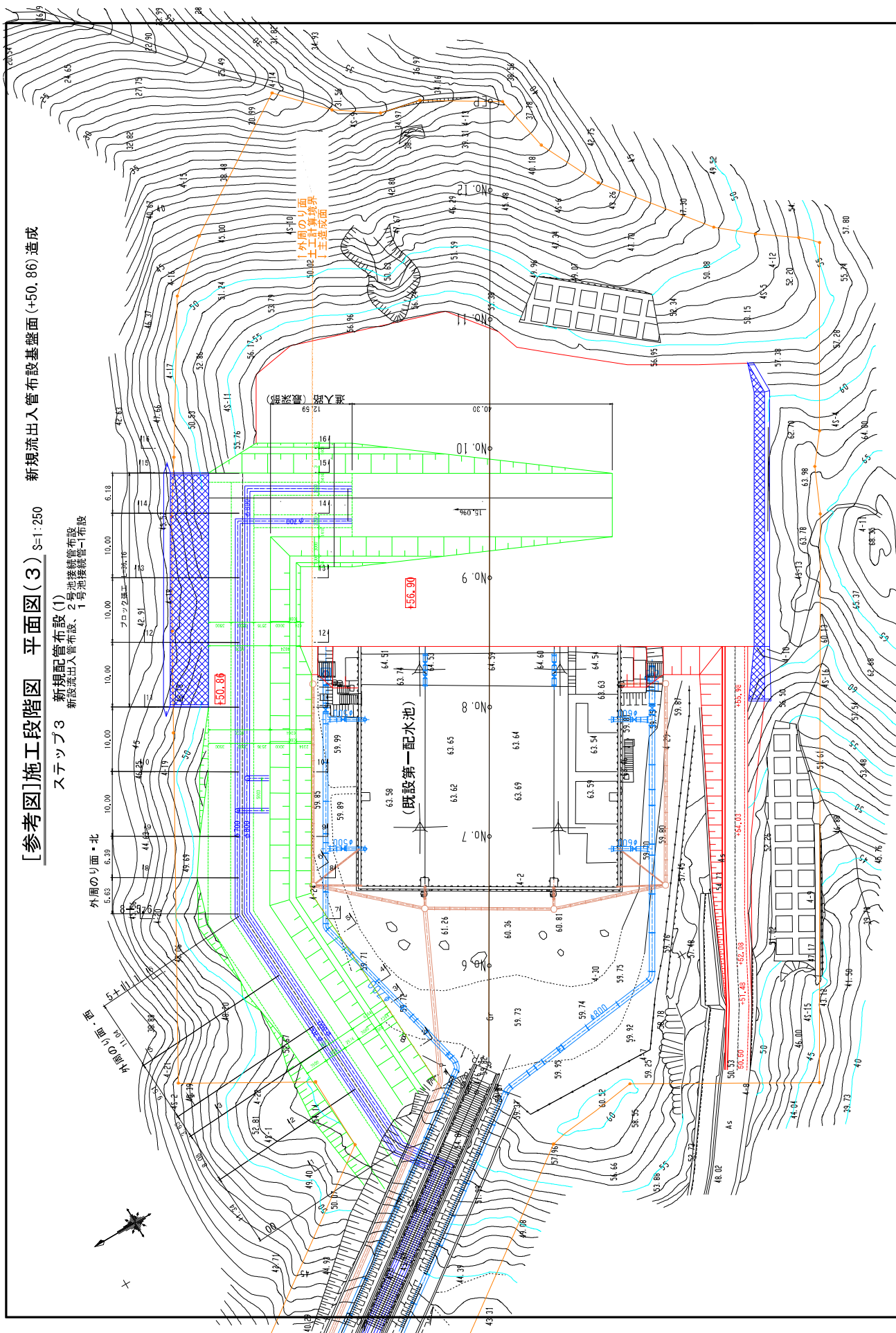


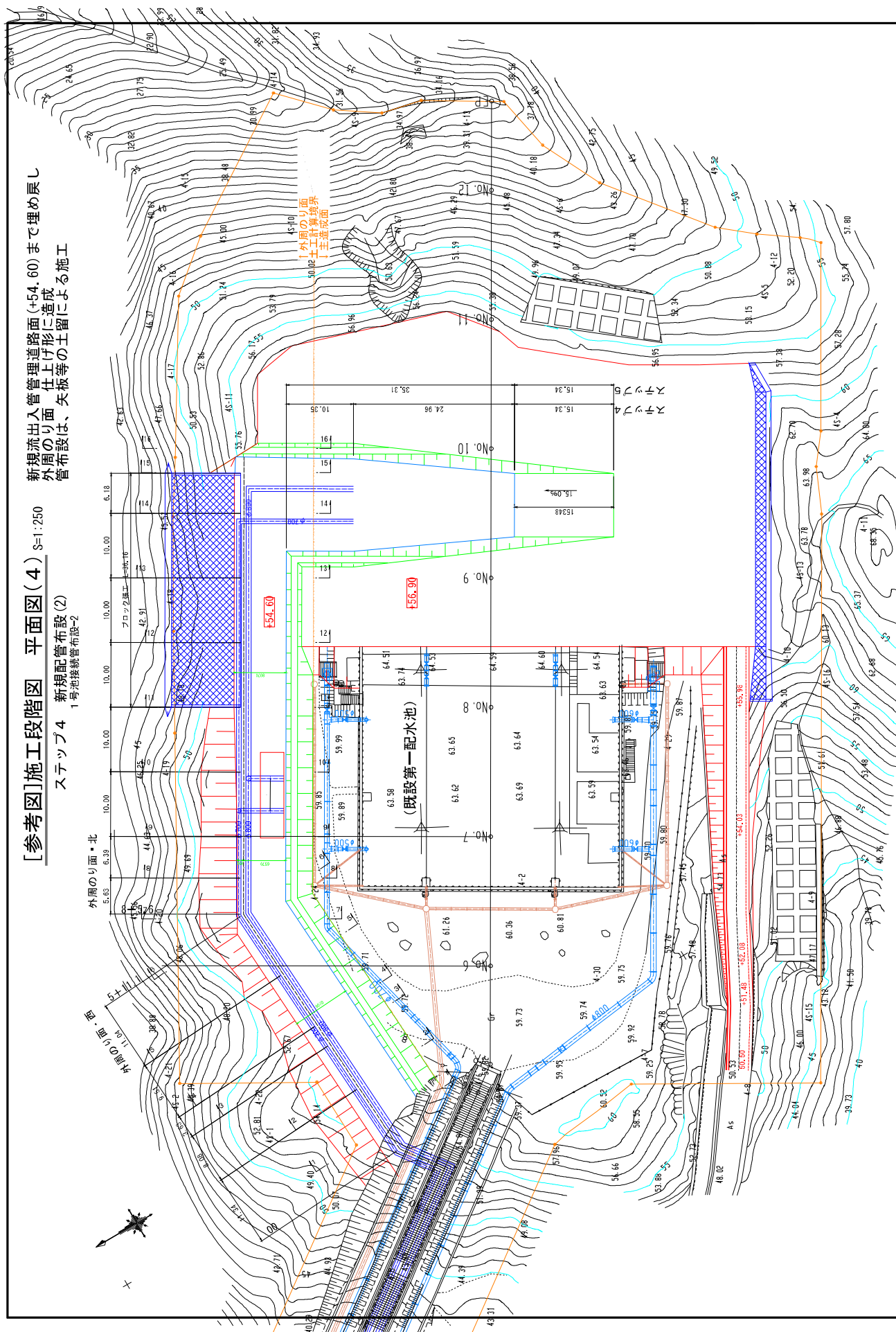
【参考図】施工段階図 平面図（2） S=1:250 2号池エリア 施工地盤高(+56.90)造成

ステップ2 既設第二配水池 撤去

外周のり面・北

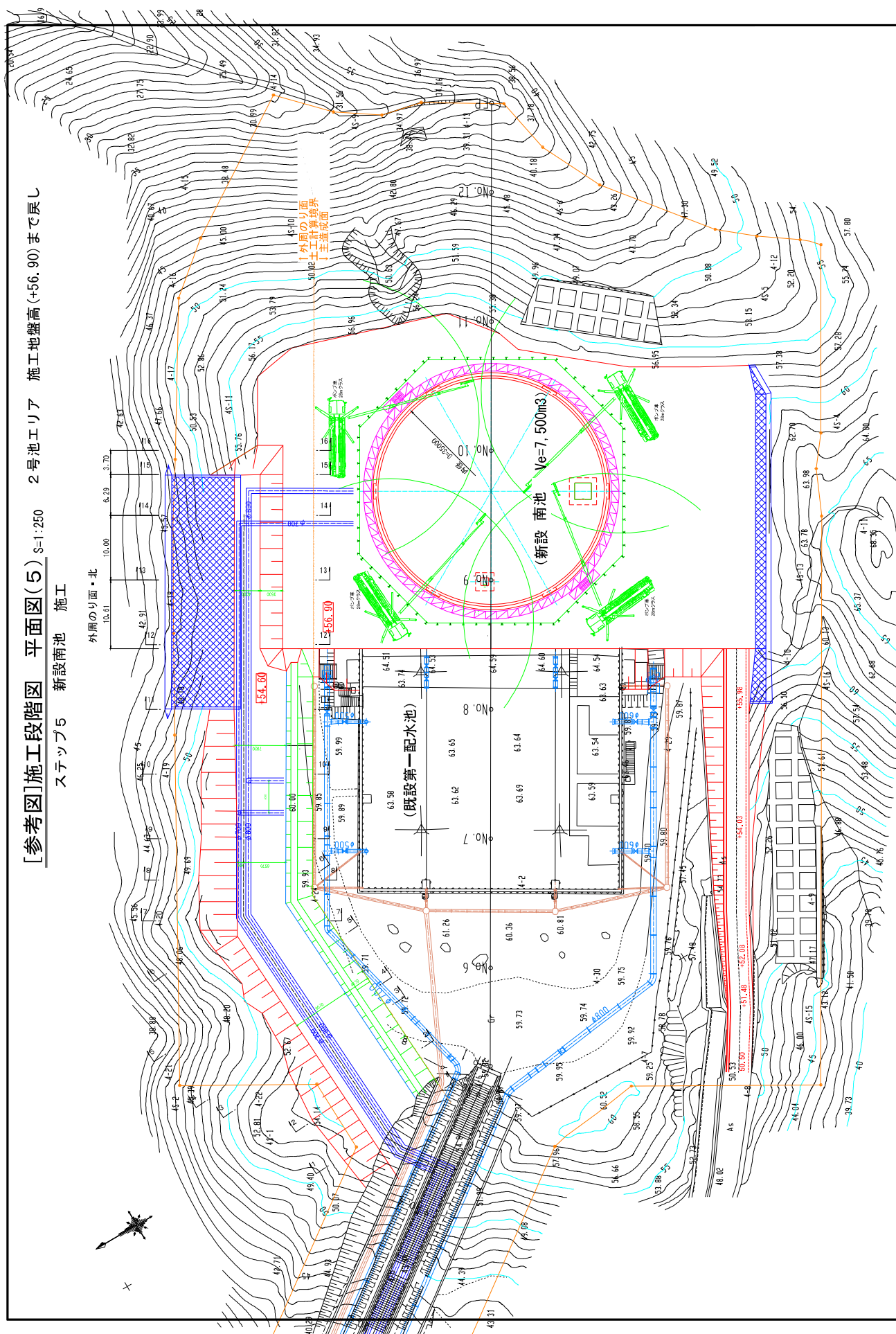






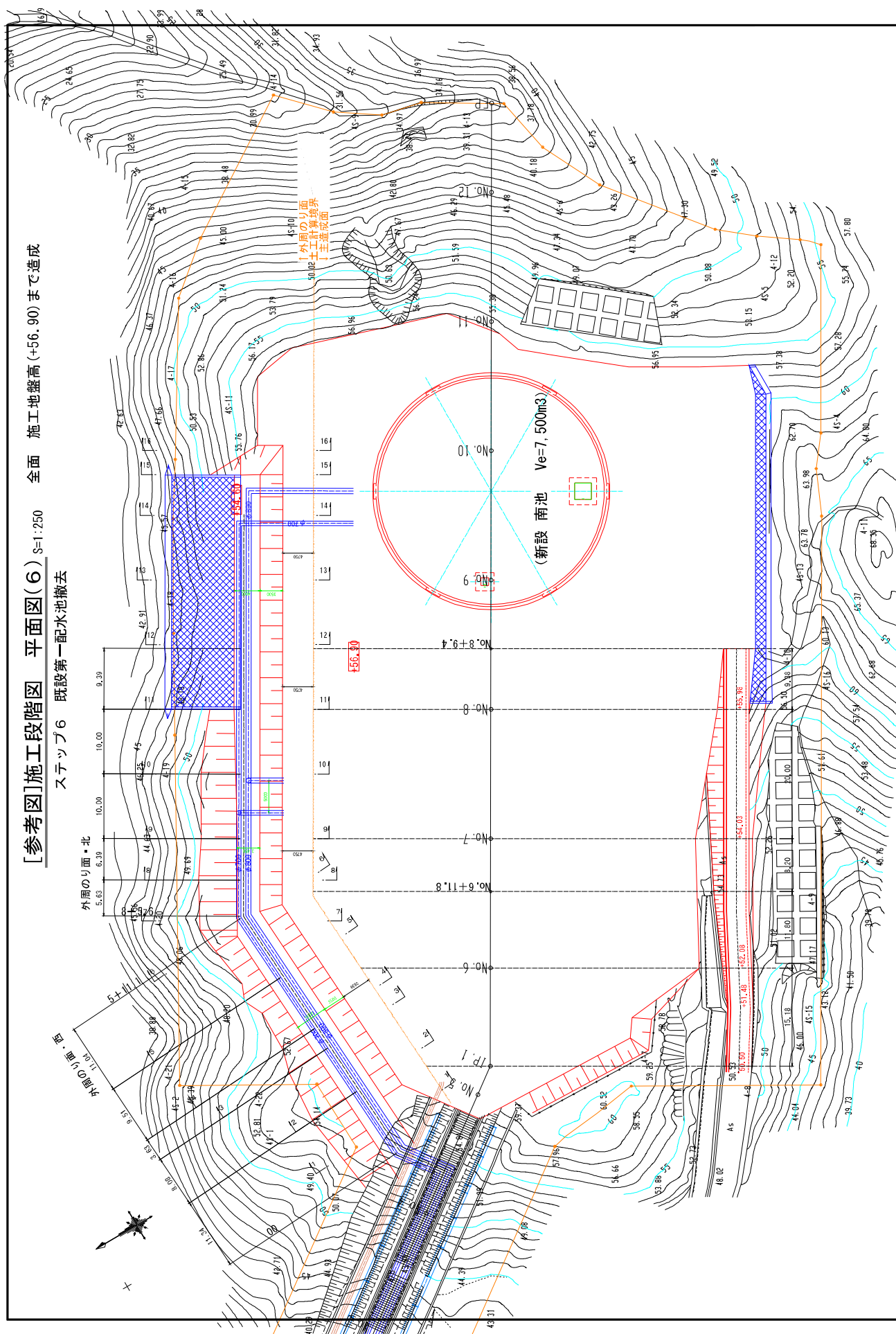
【参考図】施工段階図 平面図(5) S:1:250 2号池エリア 施工地盤高(+56.90)まで展し

ステップ5 新設南池 施工



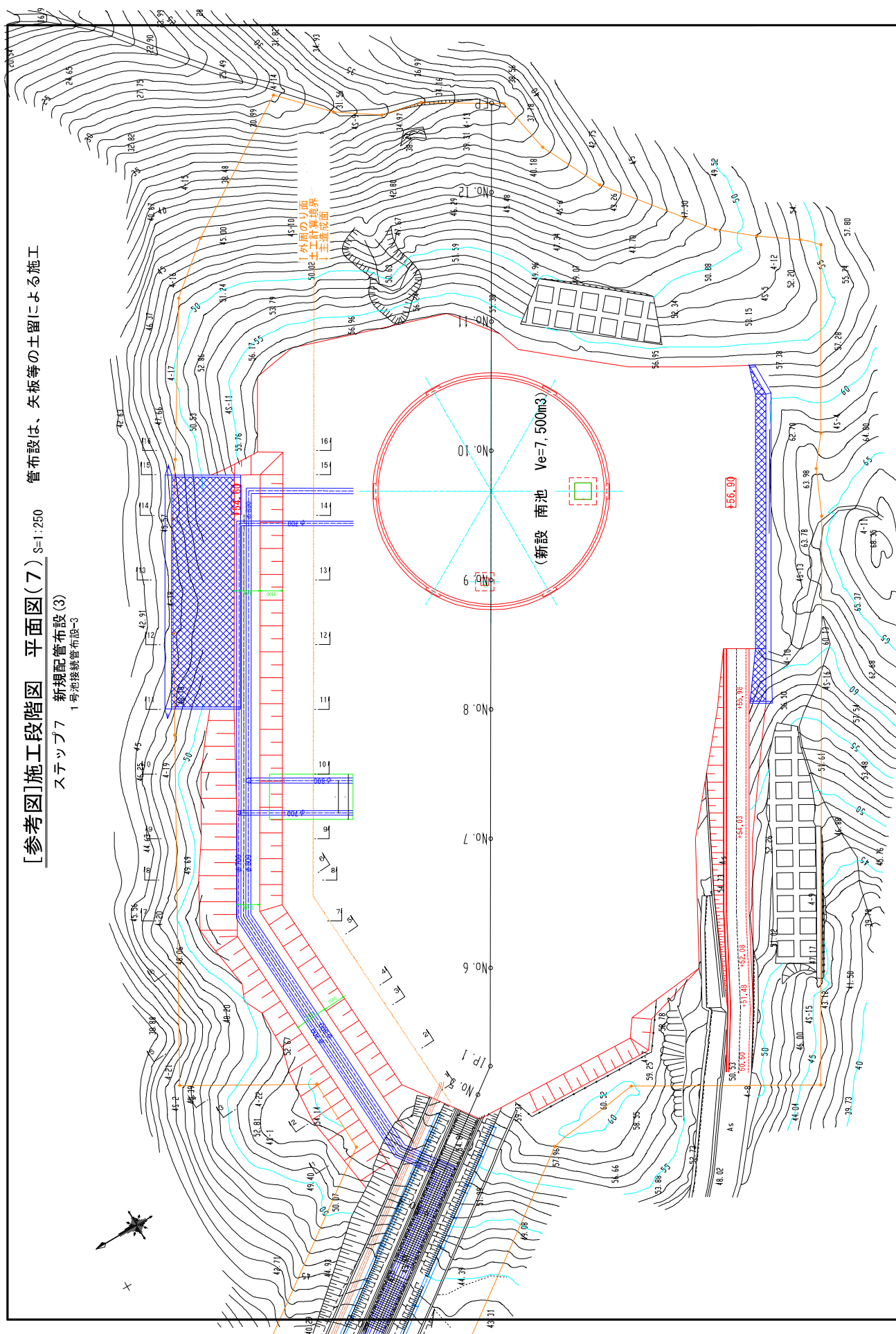
【参考図】施工段階図 平面図(6) S=1:250 全面 施工地盤高(+56.90)まで造成

ステップ6 既設第一配水池撤去



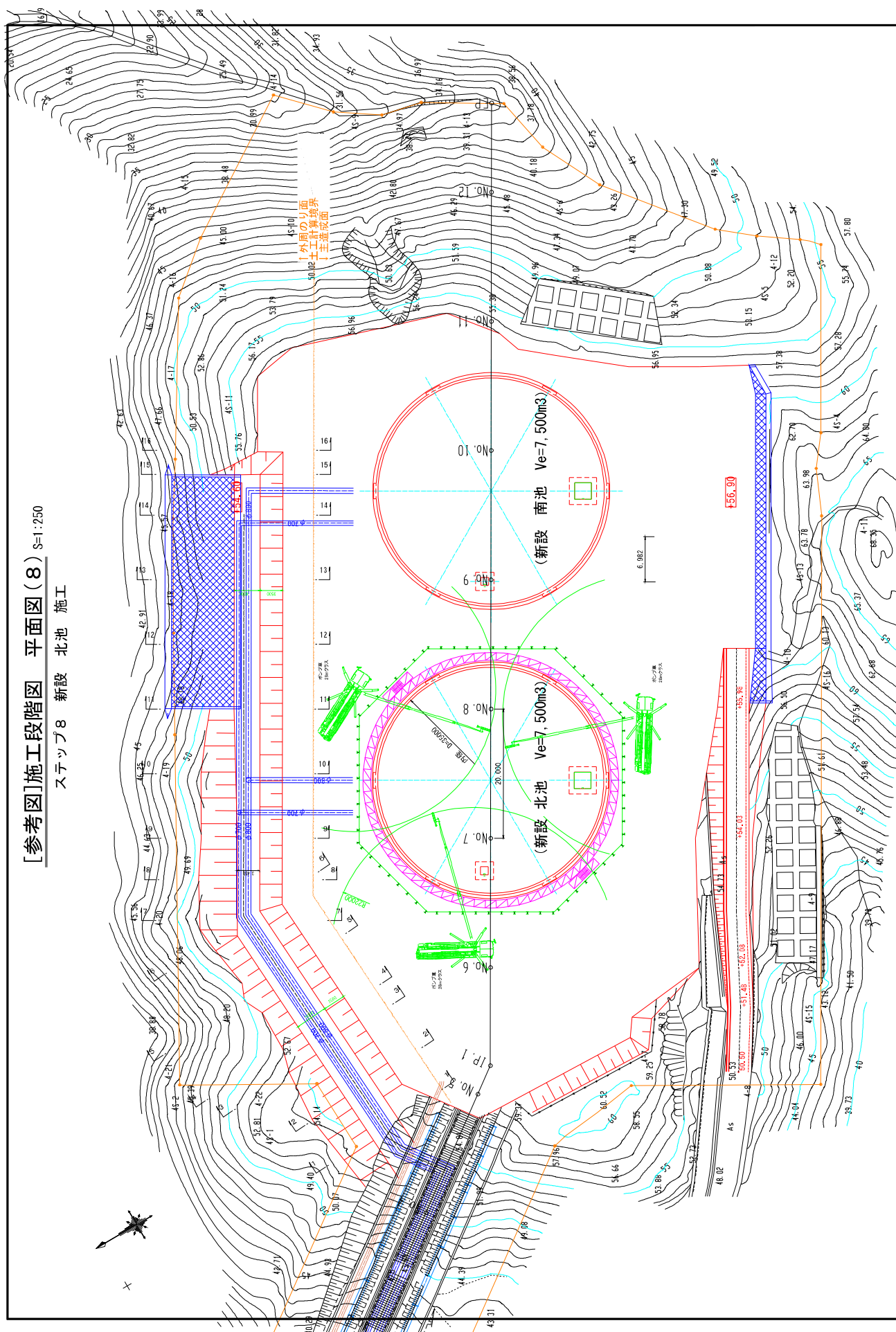
【参考図】施工段階図 平面図（7） S:1:250 管布設は、矢板等の土留による施工

ステップ7 新規配管布設（3）
1号地接続管布設-3



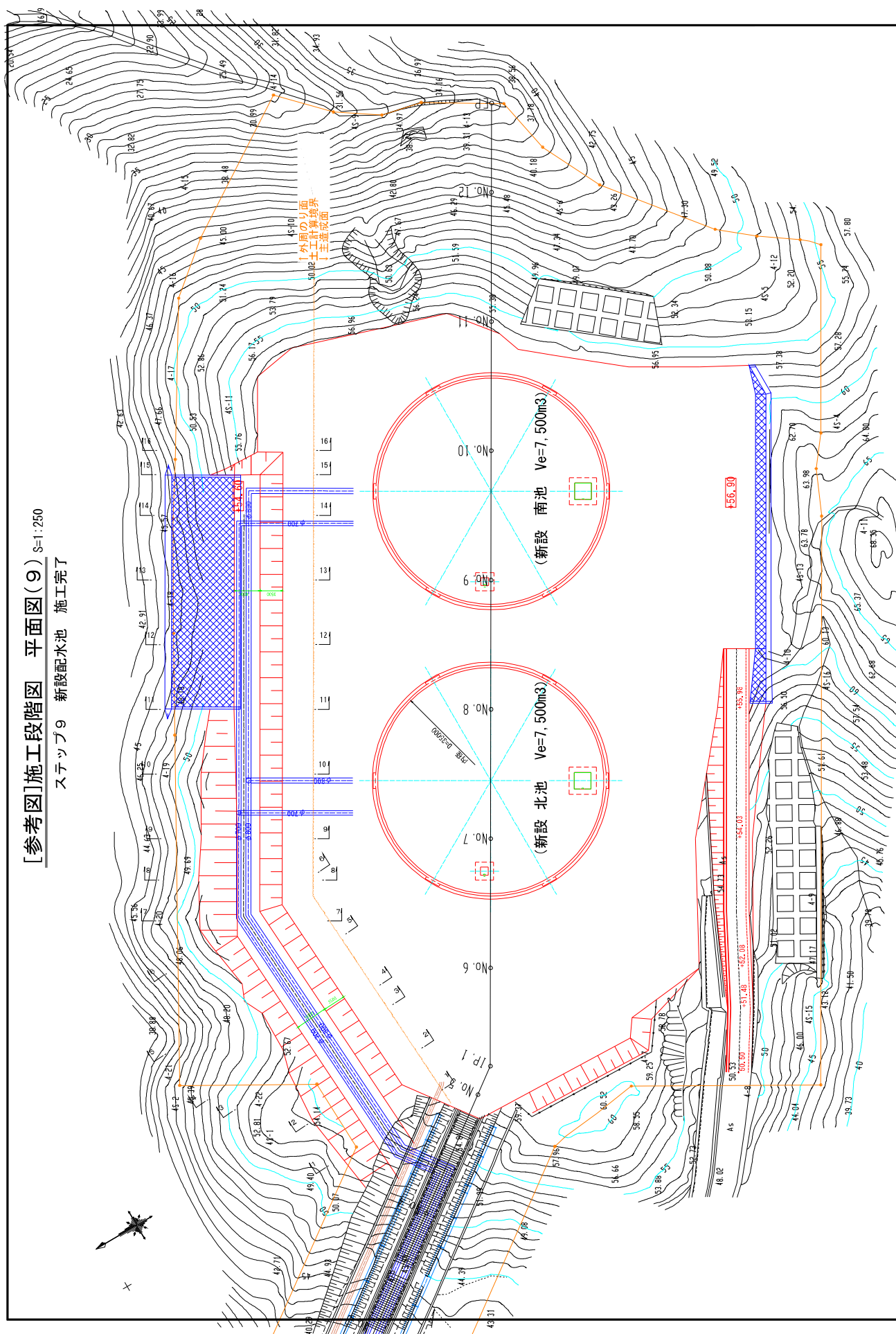
【参考図】施工段階図 平面図（8） S=1:250

ステップ8 新設 北池 施工



【参考図】施工段階図 平面図（9） S=1:250

ステップ9 新設配水池 施工完了





付帯工計画図 平面図 S=1:250

